

令和 8 年第 2 回
利根町議会定例会会議録 第 3 号

令和 8 年 6 月 5 日 午前 1 0 時開議

1. 出席議員

1 番	篠 塚 敦 君	7 番	新 井 邦 弘 君
2 番	山 崎 敬 子 君	8 番	井 原 正 光 君
3 番	本 谷 孝 君	9 番	五十嵐 辰 雄 君
4 番	佐 藤 眞 一 君	1 0 番	船 川 京 子 君
6 番	峯 山 典 明 君	1 1 番	大 越 勇 一 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	山 崎 誠一郎 君
副 町 長	横 田 清 泰 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総 務 課 長	松 本 浩 睦 君
政 策 企 画 課 長	布 袋 哲 朗 君
財 政 課 長	亀 谷 英 一 君
防 災 危 機 管 理 課 長	齊 藤 秀 樹 君
税 務 課 長	鈴 木 壮 君
住 民 課 長	雑 賀 正 幸 君
福 祉 課 長	永 田 勝 利 君
子 育 て 支 援 課 長	服 部 豊 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	山 田 博 子 君
生 活 環 境 課 長	本 谷 幸 洋 君
保険年金課長兼国保診療所事務長	古 山 栄 一 君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	大 越 正 博 君
ま ち 未 来 創 造 課 長	藤 波 勝 君
建 設 課 長	北 澤 忍 君
会 計 課 長	木 村 宜 孝 君
学 校 教 育 課 長	清 水 敬 子 君

生涯学習課長	渡辺泰幸君
指導課長	石井康之君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	宮本正裕
書記	辰尾尚美
書記	大越聖之

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

令和8年6月5日（金曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第1 緊急質問

午前10時00分開議

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

日程に入る前に、一般質問についての確認事項を申し上げます。執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、インターネット配信も行っておりますので、地方自治法第132条の規定を遵守するよう申し上げます。

ここで、町長山崎誠一郎君から発言を求められておりますので、これを許します。

町長山崎誠一郎君。

〔町長山崎誠一郎君登壇〕

○町長（山崎誠一郎君） おはようございます。山崎でございます。

昨日の峯山議員の質問の際、時間 1 時間後になったのですけれども、私が答弁するところを私が漏らしてしまいまして、この場をお借りして、おわびを申し上げる次第でございます。

それでは、峯山議員の御質問にお答えいたします。

選択と集中により、どの層を最優先ターゲットとするのかにつきまして、私としましては、例えば年齢やお子様の有無、現役で働いている否かなどの特性に基づいてターゲットを設定することは考えておりません。これらの違いにかかわらず、町民の皆様お一人お一人に、利根町に住んでみてよかった、これからも住み続けたいと思っていただくことが理想でございますので、まずは、理想の実現を目指して、これからの町政運営を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） それでは、議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第 1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

5 番通告，8 番井原正光君。

〔8 番井原正光君登壇〕

○8 番（井原正光君） おはようございます。井原正光でございます。

一般質問を行います。

選挙公約についてということで、町長にお聞きしたいと思います。昨年の選挙で掲げた選挙公約についてお聞きをしてみたいです。

これまでも質問を通告してまいりましたが、正面からの答弁はありません。具体性がないとの理由で拒否されております。質問が七つの選挙公約ということだけでは確かに抽象的だとは思いますが、公約を掲げた町長自身が、町民の福祉の向上と町の発展のために、具体的にメニューを示し説明すべきだというふうに考えます。公約を掲げた本人が、公約の本質に焦点を深掘りしないで、また、住民の声を曖昧なまま公約を掲げたということもあるでしょう。しかし、公約を実行に移すのは首長である山崎町長であります。

これからの利根町のまちづくりに意欲を燃やし、刷新を掲げて当選された町長です。ぜひとも公約の中身をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 井原正光君の質問に対する答弁を求めます。

町長山崎誠一郎君。

〔町長山崎誠一郎君登壇〕

○町長（山崎誠一郎君） 先ほども言いましたが、おはようございます。ようやく井原議員と答弁ができるようになりました。

2回、私のほうから通告を不十分ということで拒否させてもらいましたが、ここでやっと去年の9月に答弁させてもらって、12月と3月を私は通告が不十分ということで拒否しましたが、やっとここで答弁できるということで、大変うれしく思っております。

それでは、井原議員、今質問されましたが、それに対する御質問ということでお答えさせてもらいたいと思います。

私、このチラシで公約を発表しました。その中身が、まず困っている人、弱い立場の人に寄り添い手を差し伸べると。政治家だったら当たり前のことなのですが、政治信条としておりまして、さきの選挙では、「この利根町の未来を創る！」をスローガンに掲げ、そして、七つのビジョンをお示しして、町民の皆さんの信任、負託を得て、町長に就任いたしました。私がお示したこの七つのビジョンは、町長就任後に重要施策として取り上げるべきと考え、この施策について、一つ一つまずは御説明したいと思います。

何度も何度も選挙中もそうだったし、選挙後もいろいろな人にこのビジョンを説明してございます。最後のほうに言いますけれども、七つのビジョン、プラス今、利根町で大変な問題となっております外国人問題、これは、私が掲げた後に大きな問題になったということで、私は7プラス1と八つのビジョンだと考えておりまして、それを就任前も就任後もそれを訴えてきたつもりでございます。

それでは、順番に従って、まずビジョン1、公共交通弱者対策。これに関しましては、議会初日の私の行政報告でもありましたとおり、町の基幹的交通である民間の大利根交通バスの維持を最優先に再編を検討しており、既に、担当者間において私もお邪魔して、複数回協議を重ねております。

現在の利根町の大利根交通のダイヤを改正しないで、福祉バスをもえぎ野台バス待機場所に接続する方向で進めておりますが、接続時間や運行間隔の関係もあって、早尾台の団地中央に接続することで、取手方面にスムーズに接続できるものと考えておりまして、それを今、大利根交通と政策企画課、そして私、副町長をはじめとして、執行部全体でいろいろな問題の解決を図っているところでございます。

福祉バスにつきましては、令和7年11月4日から日本ウェルネススポーツ大学に新たに停留所を設置して、福祉バスのルート変更と同時に、日本ウェルネススポーツ大学のスクールバスを利用して、令和8年4月1日に乗り継ぎの際の待ち時間を短くするため、今、その時刻表の改正を行った次第でございます。こうすることによって、日本ウェルネススポーツ大学での待ち時間を短くすると、そういった工夫をしているつもりでございます。これは、まさに公約にも記載してありましたので、その中の一つがこれで、一つはできております。ですが、まだまだ不便なところがあるので、そこは、これから達成しただけではなくて、もっともっと使いやすくなるように工夫を考えていくつもりでございます。

なお、現在の福祉バスにつきましては、料金を徴収していないため、特別交付税の対象外となっております。これを町の公共交通の利便性向上を図る観点から受益者負担

をお願いして、国土交通省関東運輸局に特定旅客自動車運送事業の許可申請を行うことによって、特別交付税該当のコミュニティバスとして運行する方向で今進めております。近隣で言いますと、取手市も龍ヶ崎市もコミュニティバスを通しております。利根町は、今のところ無料という形で運行しているのですが、交付税の対象にはなっていないと。そこを交付税対象とするには、コミュニティバスになるのも必要なのかなと、今そこを検討しているところでございます。まだ決定ではございませんが、いろいろ考えて、公約実現のために今考えているところでございます。

そのほか、今年度地域交通の調整や情報提供、専門家による伴走支援など、自治体の公共交通の利便性向上を支援する茨城県の実施事業、いばらきモビリティ再編支援事業に応募しております。15市町村が現在応募しておりまして、ただし、対象となるのは4市町村と非常に厳しい競争となっているのですが、そこに採択するかどうかは分かりませんが、町公共交通の見直しの早期実現に向けて、現在その辺りも取り組んでいるところでございます。

続きまして、ビジョン2、職員の人材育成計画及び国・県との人事交流につきましては、課長職へ昇格する際の昇任試験の導入や、県などへの職員派遣、また、関係機関からの人材受入れにより、各機関との人事交流や職員の資質の向上、外部人材からのノウハウ取得を図り、より一層住民サービスを向上させることを目的としております。

まず、この課長職昇格の際の昇任試験導入につきましても、これも公約でございました。そして、昨年度昇任試験を実施いたしまして、当該試験に合格した1名を令和8年度から課長として任用しております。これも公約の実現を一つ果たしたのですが、これもまだまだ途中だと思っています。どんどん競争力を発揮して、職員のやる気を引き出して、やる気のある優秀な人材をどんどん登用していきたいというのは、そもそもの願いでございますので、引き続きこれを実施していければと思うし、いくつもりでおります。また、県などへの職員派遣、関係機関からの人材受入れにつきましては、一昨年度から竜ヶ崎工事事務所へ1名派遣しており、それとは別に、今年度から茨城県へ1名、後期高齢者医療広域連合へ1名職員を派遣しております。また、逆に、龍ヶ崎地方塵芥処理組合からは、4月1日に職員を1名受け入れております。

引き続き人事交流を活発にやっていただいて、これが活性化、合理化、効率化に結びつくと思っておりますので、引き続き公約の実現を続けていきたいと思っております。

次に、ビジョン3、企業誘致と雇用創出につきまして、企業誘致は、産業の振興と雇用の促進を図り、町の発展につなげるためにも大変有効であると考えております。

3月の一般質問でも答弁しておりますが、旧東文間小学校のほか、旧消防署跡地や旧すこやか交流センターなどの町有地を中心に、複数の業者から情報提供をいただいております。この利活用の相談を行って、2月には、情報提供をした2社と話合いを持つ機会をしております。企業誘致のお願いをしているところでございます。また、4月には、具体的な事

業の提案や意見交換を再度検討をお願いしているところでございます。

これも引き続き雇用促進に生まれる、雇用促進に結びつくと、そういったことをやって、これも町を元気にすると、未来のまちづくりにつなげると、まさに公約そのものでございますが、何分慎重に検討を重ねて、ぜひ実現に結びつけたいと思っております。しかしながら、なかなか難しい部分がございます。その辺をしっかりと精査、検討して、よい条件、よい方向に結びつくように今進めているところでございます。

まずは、私自らが企業誘致の話合いの場に入って、企業と話を進めていくことが重要と考えておりますので、その上で、早期に実現できるかどうか判断し、次の対応を考えていく、そういう方向で進めていきたいと考えているところでございます。

現段階では、具体的な事業内容についての答弁は差し控えさせていただきますけれども、旧東文間小学校は市街化調整区域であるため、5月1日に都市計画法に関する許可権限を持つ茨城県県南県民センター建築指導課に担当課の職員が出向いて、当該事業計画の内容について、法令上問題等がないかを確認して、事業内容自体は法令上の問題はないのではないかという回答を得ております。同日の午後にその該当事業者が町に来庁し、私、副町長、関係各課で打合せを行った際、県からの確認事項や助言、疑問点等を伝え、現在は、その点を踏まえた事業内容の修正を行っている段階でございます。

町長である私自らが積極的に事業所の皆様に働きかけていくことにより、雇用の創出や定住人口、これが増加につながっていけばまさに公約が実現すると。そして、町が元気になっていく、未来につながると。そういったことの刷新にもつながると私は思っておりますので、あらゆる可能性のあるものにチャレンジしていくと。エキサイティングなチャレンジングなそういった利根町にしたいと私は考えております。

続きまして、ビジョン4、防犯・防災対策でございまして、町民の皆様の安心安全確保のため、取組を進めているところでございます。

防犯カメラにつきましては、令和8年度には、町内の主要な箇所に防犯カメラを5台設置する計画であり、設置場所については、取手警察署と協議を行い、防犯効果が高く、かつ捜査上必要性が認められる地点を選んでまいります。既に、予算のほうは組み込んでおりますので、あとは警察と相談して、ぜひ実現につなげていきたいと思います。

これもまさにビジョン4、防犯・防災対策で、より詳しく抽象的ではなくて、具体的に防犯カメラの増設という形も織り込んでいるので、これを実現に結びついて、まだ、町長になって10か月足らずなのですけれども、あと残り3年ありますので、その際にも防犯カメラ、どんどん危ないところを警察と相談したり、町民の皆さんの声を聞いて、この辺にあればいいといろいろなアイデアをいただいているのも事実でございます。それを真剣に考えて、公約実現、そして、町民の皆さんの安心安全につなげていければなと思っております。

現在、発注のために仕様書を作成してまいりまして、9月に工事契約を目標に進めていると

ころでございます。あと、ほかに、防水とか防犯とかについては、今まさに、先日台風が来ましたが、冠水対策につきましては、関係機関とも協議をして、今、問題解決ができるよう取り組んでおります。いろいろな案が出ております。そのお金をどのぐらいかかるか、これができたらどのぐらいの期間で進むのか、どのぐらいの便利が生まれるのか、困っている住民が助けられるのかと、いろいろなことを考えて取り組んでおりますので、もうしばらくというかお時間をいただきたいのですが、毎日毎日考えているのは事実でございます。また、これは羽根野台なのですが、蓋つきの側溝の設置について、これも公約にうたっています。現在スピードアップを図っているところでございます。

続きまして、ビジョン5、安心して子育てできる教育でございます。質の高い教育を受けられる環境づくりを進めていまして、具体的には、ALTの新規任用を考えております。これは私、政治の基本は、いつも言っているのですが、安心安全と教育だと言っております。国の未来も教育に尽きると、利根町の未来も教育だと、そういうふうを考えておりますので、ここは、あらゆるものに対してチャレンジをしていくつもりでおります。そして、今言いましたALT、この新規任用を考えています。

現在、利根町ALTの任用は3名でやっております。今後、さらなる児童生徒の英語力の向上のためには、来年度はALTを1名もしくは2名増員し、英語の授業だけではなくて、日常生活、学校生活から児童生徒と関わる場面を増やして、英語で会話する機会を増やしていきたいと考えております。なかなかいい施策が現在提案をされてきております。近隣の自治体でやっているところもあるし、まだまだやっていないところもありますが、利根町は、やっていない部分に入っていましたので、これは教育部局、教育長ともいろいろ相談して、今、来年度からやろうとするものをいずれ提案させていただきますので、議会の皆さんの協力をいただいて、利根町の英語力の向上、そして小学校、中学校の成績に結びつく場所、小学校だとなかなか英語の試験というのではないと思うのですが、中学生の英語の実力のアップにつなげられればいいかなと考えております。非常に、教育は政治の中の最たるものだと思いますので、全力でこの英語力の向上に努めていきたいと思っております。

続きまして、ビジョン6、スポーツ・健康・動物愛護・福祉が続く未来創りでございまして、誰もが生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指しております。

先週の日曜日、ここにモルックというのを私が具体的に出したのですが、なぜモルックを出したかと言うと、グラウンドゴルフとかゲートボールとかというのを利根町はスポーツとしてやっているのですが、なかなか子供がやっているものがグラウンドゴルフもゲートボールも少ないのですが、モルックはまさに子供が簡単にできるスポーツということで、今、日本でも広まっているし、発祥がフィンランドなのですね。そういったこともあるので、熱心にやられている自治会の役員の方がいらっしゃったので、ぜひ協力して、このモルックを進めていければなという公約を掲げて、選挙を戦った次第でございます。

まず、モルックにつきましては、初心者向けのモルック体験会を今開催していただいております。自治会の役員が熱心に各ところを回ってくれて、ルールの説明とか道具はこういうものでやるのですとか、私も日曜日朝9時から12時までの午前中だったのですが、やってきて、なかなかどんでん返しのあるスポーツなので楽しんできましたが、来場していただいた高齢者の方も、あと中間層の方も、いろいろ楽しんで帰られたと思っております。

内容につきましては、今言ったのですけれども、ルール説明とか投げ方の練習とかミニゲームを予定して、今年の7月25日、9月12日、10月17日土曜日、午前9時から11時までの間、生涯学習センターで開催をして、できる限りの参加をいただいて、モルックを知っていただいて、そして、町の中の競技としてなるように努力をしていこうかなと思っております。

次に、日本ウェルネススポーツ大学との地域連携交流の推進に関しまして、これは、平成24年8月1日に、町の活性化と大学教育の向上を図り、相互の発展を目指す協定書を締結し、これまでの連携事業としまして、広報とねの学校情報の掲載や納涼花火大会、町民運動会への参加、そして、キャンパスライフ応援マップの作成、公開講座開催場所の提供をいただくなど連携をしてきております。また、昨年11月4日からは、試行運転であり、先ほど言いましたが、大学スクールバスの無料利用を開始いたしました。

今後につきましても、新たな事業の連携や現在実施している事業の見直しなど、積極的に大学側と協議を行い、検討を進めております。

無料云々と言って、前回、今回質問者の井原議員が無料というのはおかしいだろうという話だったのですが、日本ウェルネススポーツ大学とも協議して、お金を取ったりするとナンバーもグリーンナンバーになるとか、あといろいろ申請をしなければいけないとか、そういうのがあったので、利根町とは一緒に連携するのだから無料で結構だからという話合いになったので、無料で今やっただけしているというところでございます。

次に、動物愛護の関係なのですが、これも具体的にチラシに載せてございます。人にも動物にも優しいまちづくりとして、動物愛護の観点から、国や茨城県が進める殺処分ゼロの推進活動に尽力していこうという思いで、公約に掲載したところでございます。

利根町でも地域住民による地域活動が開始され、また、令和6年3月には、町内で初めて愛護団体が立ち上がるなど、動物愛護に対する活動が今行われております。すごい努力をされていただいて、夜も昼も猫があそこにいるよ、犬がいるよということで、そこに駆けつけていただいて、避妊治療とかそういったものに取りかかっているところでございます。

町としましても、動物愛護協議会を令和7年8月19日に設立して、動物の愛護及び適正飼育の確保を図って、地域住民や動物愛護団体などが協議して、人と動物の共生する町になるよう努めているところでございます。

次に健康、このフレイル予防、まさに、これは私は非常に重要だということで、選挙前

に公約に載せました。利根町は、フリフリグッパ―とか、シルバーリハビリ体操とか、非常に皆さん熱心に参加していただいで活動されております。それがまさにフレイルだと思っております。そして、それを町で応援して、皆さんに参加していただいで、健康でいていただくということが絶対的に必要で、高齢者の利根町でございますので、それを続けるということでフレイル予防についてという公約を掲げました。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業としまして、後期高齢者医療制度に加入されている75歳以上の高齢者を対象に、年間を通して、健康診断、健康診査の受診勧奨や生活習慣病の重症化予防等を目的として、対面での個別相談会のほか、電話相談や訪問等での保健指導を実施していただいております。

何回か参加しておりますが、やっでいただいでいる方が熱心に、ほとんどボランティアでやっでいただいております。そこでいろいろな教えをいただいで、それを参考にして、現在のこの高齢化ではあります、元氣な利根町を維持しているものだと思っておりますので、引き続き町もこれをしっかりと応援して、フレイル予防、それが病氣にならない秘訣だと思っておりますので、フレイルをやっでいただいでいる人たちの協力をいただいで、そして町も応援すると、そういうサイクルで活動していきたいと思っております。

ほかにも福祉課、保健福祉センターと共同で、口腔機能低下や低栄養状態に該当する方を対象として、口腔機能向上教室を秋から4か月間の中長期プログラムとして開校をしているところでございます。

今後も医療情報システム等を活用した地域の健康問題の分析と、対象者の状況を把握するとともに、疾病の重症化予防、ハイリスクアプローチと住民交流通いの場等への関与をポピュレーションアプローチの基盤を構築して、高齢者の健康長寿の延伸を支えられるよう、このフレイル予防に取り組み、充実していききたいと考えております。

住民交流通いの場でございますが、現在13団体が登録して活動を続けていらっしやいます。登録団体の増加を促進することによって、住民交流通いの場をさらに充実させて、フレイル予防に寄与していきます。こちらは、令和8年度中に2団体程度新規に登録していただけるよう支援を行ってまいりたいと思っております。

介護予防運動教室におきましては、アンケート調査に対して、運動教室での支援が必要と判定が出た方々に対して、運動の強度において、よりきめ細やかな対応ができるよう、運動教室のさらなる充実を目指してまいります。こちらは、令和8年度に詳細な事業内容を検討して、令和9年度から実施していく予定でございます。また、65歳以上の高齢者を対象に、生活機能の維持、向上を目的とした介護予防のための教室、相談、講演会を実施しております。

先ほども言いましたが、ほかにもボランティアが主催となり、町と共同で実施しているフリフリグッパ―、そして、シルバーリハビリ体操など、介護予防体操の推進、そして、令和8年度より新たなフレイル予防事業を新設して、生涯を健康に過ごせるまちづくりに

向けて対応していております。公約に載せて、町民との約束だと思っておりますので、これをすぐに効果が出るもの、出ないもの、いっぱいあります。しかしながら、継続して続けていくことが目的に結びつけていくというものだと思っておりますので、引き続きやっていきたいと思っております。

次に、認知症カフェ事業、これにつきましては、これまで認知症カフェを運営する費用において、福祉施設の事業費と参加される方の参加費で賄っておりましたが、事業の継続と充実を図るため、令和8年度予算に補助金を計上させていただき、補助制度を新設することで、認知症カフェへの支援を実施してまいりたいと思っております。

続きまして、ビジョン7、豊かな資産を残すまちづくりとしまして、町の貴重な文化財や、自然を保護、保存、活用するとともに、町を外部に積極的にアピールするためのプロモーション活動を考えております。まず、この文化財保護につきましては、昨年12月22日に文化財保護団体の代表者及び管理者16名と協議を実施し、現在抱えている問題点や要望等について意見交換を行いました。また、伝統ある地域の祭りの保存や、観光資源の保全のため、町内行事等を支援として、観光協会から各団体へ補助金を支出しております。これも文化財、私の公約にはしっかりと掲載させてもらっておりまして、利根町を引き続き皆さん来てもらえる、そして楽しんでもらえる、そういったことも含めまして、公約には載せたつもりでございまして、それを粛々とよい方向に向かうように活動していると思っております。

次に、町外へのプロモーション活動、これも公約なのですけれども、町外へのプロモーション活動としましては、インスタグラムなどSNSを活用したプロモーション活動を行っております。また、令和3年度から水郷潮来あやめまつりに観光協会のブースを出展し、観光パンフレットの配布やとねりんグッズの販売を行って、先日5月30日、これも潮来のほうに出展してまいったというところでございます。

そのほか、現在イベントホールにもポスターを掲載しておりますが、県のご当地グルメ開発を兼ねた観光イベントとして、一昨年開催されたシン・いばらきメシ総選挙が今年も10月10日から12日までの3日間、茨城県三の丸庁舎にて開催されます。利根町からは、一般料理部門に、今回ニュータウンに出店させていただいたひなたぼっこ、そして、スイーツ部門には、先に入っていて今回独立されたママとこc a f eが出店されます。利根町をPRする機会ですので、出店者と連携を図りながら、広報活動や当日の出店サポート等を行っております。

また、利根町当町には、歴史ある寺社・仏閣、貴重な史跡、文化財が点在しているほか、古くから伝わる地域の祭りや伝統行事、利根川の雄大な流れに沿って堤防上に整備された利根川桜つつみ、そして、古代ハスが群生する親水公園、町内全域に広がる美しい田園風景など、歴史や自然の豊かさが最大の魅力でございます。こうした地域資源の整備、保全、伝承について、日頃より御尽力いただいている地域の方々やボランティアの皆様方を支援

し、今後も行っていきたいと思っております。

続きまして、七つのビジョン以外に、町の重要施策の一つとして、外国人との多文化共生、これが私の公約をつくってパンフレットに入れてやったのですが、その際も一応問題にはなっていたのです。それがつくった時点から大きな問題になってきましたので、これは、選挙の告示あたりには大きな問題となっておりましたので、これを公開討論会の場でも発言させてもらったりしておりますが、今ここに立ち向かっているということでございます。

昨日も議会の場で示しましたが、6月2日に朝日新聞の朝刊に掲載されまして、利根町から県知事及びPT（外国人等へのルール遵守対策プロジェクトチーム）の座長であります副知事に上げたものを、県知事が国会の場で、国会の議場ではありませんが陳情をしていただいて、今、まさに利根町を特化した説明をしていただいて、それが新聞記事に掲載をされたと思っております。どういうふうこれから進んでいくかは、国のほうの考えですので分かりませんが、県にもお願いをして、そして国にもお願いをして、利根町の今抱えている留学生、それとその受入れの仕方とか住んでいるところはどうなるのかとか、そういったところも含めて、これから公約以外ですけれども、チラシに載った公約以外ですが、これが非常に重要でございますので、何とか共生につながるか、もっと国のほうが強硬な手段を考えるかもしれません。そういったことも含めて、町はそれに取りかかると。私は、中心となって取り組んでいきたいと思っております。

それと、多文化共生、今、先に新聞の話をしてしまったのですが、職員の皆さんから多文化共生の理解を深めることが必要という提案をいただいて、外国人対応力強化のために3種類の職員研修を実施しております。地域住民への意識啓発としては、外国人との関わり方について講座を開催し、31名の方に参加をいただいているところでございます。また、利根小学校の6年2組で多文化共生の授業も行っていて、自分の町の多文化共生への理解を含めるグループワークを実施しているところでございます。

さらに、外国人留学生には日本のルールを守るよう生活指導講習会を実施して、地域が一丸となって多文化共生のまちづくりに向かい合う、向き合う機会を創出しております。生活指導講習会を実施した後は、栄橋の立哨や自転車の乗り方・指導などの現場指導も実施することで、理解度の確認や指導の定着を図っております。これも公約以外でしたが、私はもう公約だと思っておりますので、ここをしっかりと対応していきたいと思っております。

それと、外国人留学生の増加によって、転入手続などにおいてスムーズな手続が非常に大変で、住民課、保険年金課あたりは列をなしている時期がありましたので、日本ウェルネススポーツ大学の職員をネパール語、あと3か国ぐらいしゃべる人を派遣していただいて、無償で派遣していただいて、事務処理のスムーズさにつながるように毎週、今のところ月曜日1日で、その手続をするほうにも月曜日に来てくれというお願いをして、今スム

一ズに運んでいるところでございまして、非常に町の職員も、非常にやりやすいという意見をいただいております。これを活用していきたいと思っております。

こういうことがまさに共生だと思っておりますので、引き続きこれに取り組んでいくというところでございます。費用負担もなく、業務の効率化に図っているということに対しては、やってよかったなという思いを持っております。

次に、県内において増加している外国人の受入れや共生に関して、各市町村が多くの課題を抱えておりますので、その対応について調査研究を行って、茨城県の市長会、町村会による外国人との共生に関する特別委員会、これが令和7年8月に設置されました。ちょっと話している順番が逆になってしまったのですが、ここが発起して、この特別委員会は本町も含めて23の市町村が参加しており、各市町村が抱えている課題や対応策を協議、検討を行っているところでございます。利根町が最後に手を挙げたというか23番目に手を挙げて、その会に参加いたしました。

昨日も言ったのですが、会長は常総市の市長が務められておりますが、利根町以外ほとんど就労者です。利根町の問題となっているのは留学生ということで、県のほうも留学生に対する意識というのはあまりなかったもので、ほかは就労者ですけども、利根町は留学生なんですよということを座長である副知事、今回異動になってしましますが、その人をお願いをして、知事にもお願いして、利根町は留学生なんですよねということで真剣に考えていただいて、先日1日の知事の国での陳情につながったと思っております。

次に、外国籍住民の増加や地域の多様化が進む中で、文化や生活習慣の違いから生じる不安や課題が見られるようになってまいりました。その状況を受けて、行政だけではなく、地域全体で支え合い、誰もが安心して暮らせる環境を整えていく必要があると考え、現場に寄り添い、地域と住民をつなぐ役割を担う人材として、地域おこし協力隊を活用することといたしております。

外国人のいろいろ、ごみの出し方対策としまして、ネパール語、英語、中国語、日本語の4か国語に対応したごみの資源の出し方のパンフレットを作成して、住民課での転入手続の際に配布したり、ごみの種類ごとに集積所に出す日をまとめたごみ出しカレンダー、これを地域ごとに作成して、学校を通して留学生に配布したりしております。集積所に貼り出すことができるように、種類別にごみ出しルール看板を作成したりもしております。これらは町の公式ホームページにも掲載されております。ダウンロードの上、御活用いただけるようになってきております。

今年1月からは、多文化共生プロモーターとして地域おこし協力隊を活用して、各学校の有志を集めて、学校周辺のごみ拾いや外国籍住民への生活指導、そして、各世帯を回って、ごみの分別方法等の生活指導を実施していただいているところでございます。今後、利根町のごみ出しルールをまとめた動画も検討しております。

一応、公約についての五十嵐議員の質問を受けております。まだ実現に結びついていな

いものもありますし、実現したものもあります。これはまだ町民の皆さんの評価、議員の皆さんの評価がありますが、町長になりまして10か月、もうじき11か月になりますけれども、その期間において、自分で言うのも変ですけども、よくやっていると言われるかもしれないし、まだまだ何をやっているのだと、全然スピードが上がっていないではないかと、遊んでいるのではないと、いろいろな意見もあると思います。そこは、真摯に受け止めていくつもりであります。しかしながら、公約は私の期間4年間でまずは達成できるもの、そして、4年間で達成できなくても、ちゃんと私は説明して、こういう理由でこうでしたと、私の力不足かもしれません、そういったことも含めて、しっかりと説明しながら、どんどん自分の公約、そして時代の変化によって、公約以外のものをやらなければいけないものが出てくると思います。それに執行部全体で務めていきたいと思っております。

利根町を公約どおり、未来に進むと、元気にしていくと、それが刷新だと思っておりますので、議員の皆様のご協力もいただき、ぜひやり遂げていくつもりでありますので、どうぞ御意見、御指摘をいただきながら進めていきたいと思っております。

取りあえず1回、ここで答弁としては終わりにいたします。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 8番井原正光君。

○8番（井原正光君） 長々と公約を聞きました。公約とは程遠い事務執行の報告みたいな内容でございまして、町長も政治家になったのですから、もう少し公約について、分かるように簡潔にお話しされたほうが良いと思うのですよ。

今度、新しく横田副町長が見えられましたので、その辺はよく2人でお話しされて、事務報告ではないですから、その辺も、私ども聞いていて、また、ほかの人も聞いていて、何かちょっと違和感があるように私感じましたので、その辺注意していただければというふうに思います。

次に移ります。

この4月から新しく副町長を迎えました。横田副町長にも少しお話をしていただきたいということでもって、質問をさせていただきます。議会もお互いに、相互に緊張関係を持ちながら中身の濃い活動を執行していきたいというふうに思っております。

それで早速でございまして、町長は、今掲げたその公約達成に向けていろいろ打合せ等されているかと思えます。そうでなくても副町長は、これまでの豊かな経験があるわけで、ちょっとただでしかで庁内の、あるいはこの行政の執行状態どうなっているかとお気づきの点が多々あると思うのです。

そういうことで、新たな視点に立って、この役場、どのように今後新たな役場の方針を示されるのか。まだ決まっていなければそれでいいのですけれども、案がありましたら、今考えていることがありましたら、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

○議長（大越勇一君） 副町長横田清泰君。

○副町長（横田清泰君） 井原議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、山崎町長が掲げられました七つの選挙公約の達成に向けまして、私自身副町長といたしまして取り組んでいること、また、新たな役場の方針について御答弁させていただきたいと思います。

ただいま町長のほうからも七つのビジョンについて御説明がございましたが、まずビジョン1、公共交通弱者対策でございますが、こちらにつきましては、やはり利根町の地域特性、これを踏まえた形の最適な生活交通ネットワーク、これを確保するのが非常に重要だというふうに考えております。そういった観点から今、国においても、特に国土交通省が中心になりまして、様々な支援措置を講じております。この国土交通省の補助金等を積極的に活用いたしまして、大利根交通が運行します路線バスと密接な関係があります地域内のバス交通、またデマンド交通、こういったものの運行の充実を図っていきたいというふうに考えております。

次に、職員の育成、国・県との人事交流でございます。

こちらにつきましては、まず新規職員につきましては、いわゆる業務に必要な基礎的なスキル、これを身につけていただきたいと思います。そして、中堅職員については、論理的な思考力といいますか、そういった応用スキルを身につけると同時に、当然中堅職員ですから係長級ということになるかと思いますが、リーダーシップを発揮してもらいたいというふうに考えています。そして、いわゆる課長以上の管理職につきましては、組織全体の目標に向けた、いわゆるマネジメント、こちらのスキルを身につけていただきたいと思います。いわゆる階層別のスキルを身につけていただくことによって、職員全体のモチベーションやパフォーマンスの向上につなげてまいりたいというふうに考えております。

また、国・県との人事交流の面でございますが、やはりこの人事交流を図る上で非常に重要なのが、最終的な目標というのは、国・県からのいわゆる補助金や交付金、これを最大限確保することというふうに認識しております。私自身は、これまで国の職員として勤務しておりました。そして、こういった補助金とか交付金を交付する立場にいましたので、こういった内容であれば、こういった補助金、交付金が下りるのか、交付されるのかということを私自身交付する側でしたので熟知しておりますので、そういったものを経験を生かしまして、私自身が今後は、国・県との交渉の最前線に立ちまして、国・県に対する論理的であり、またストーリー性を伴った説明を行っていききたいと思います。そして、そういった説明の場に職員を同行させまして、こういった過程で説明するのか、その過程を見ていただくことによって、交渉スキルというものを身につけていただきたいと思いますというふうに考えております。

次に、ビジョン3、企業誘致と雇用創出でございますが、井原議員御案内のとおり、昨今、円安基調でございます。こういった円安基調を背景といたしまして、海外へ進出した企業が最近国内に戻ってきている現状がございます。いわゆる国内に産業や事業の拠点を

移すというふうな動きが見られておりますので、この状態を好機と捉えまして、企業誘致を図っていきたいと考えております。具体的には、この利根町は千葉県との県境に位置しております。千葉ニュータウンとか、あと幕張とかそういったエリアに近いというふうな地理的な特性がございますので、そういった千葉県側のエリアにあります業態、そういったものとの関連業種ですか、そういったものを集積させる、いわゆる産業のクラスター化という言い方をするのですが、こういったものを将来的に図ることができれば、相互のシナジー効果で、この利根町の地域経済も活性化するというふうに考えております。

今後につきましては、私の出身省庁であります経済産業省において、産業用地のマッチング事業等も行っておりますので、こういったものも活用いたしまして、企業側のニーズに応じた産業用地の整備、その可能性について検討を進めてまいりたいと考えています。

また、ビジョン4、防犯・防災対策につきましては、先ほど町長からも御説明ありましたように、防犯カメラの増設による町民の安心を確保するとともに、水害リスクの可視化、高台避難経路の確保、冠水対策など事前対策、こういったものを通じまして、安心安全のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

ビジョン5、安心な子育て環境につきましては、この子育て環境の充実という部分においては、先進的な自治体が数多くございます。そういった近隣の先進自治体を参考にしながら、手厚い支援策、また教育環境の充実、こういったものを図ると同時に、東京圏いわゆる東京からの40キロ圏というアクセス性のよさ、これをうまくミックスする形で、子育て世代に選ばれるまちづくりを目指していきたいと考えております。

ビジョン6、スポーツ・健康・動物愛護・福祉につきましては、多くの参加者が見込まれるスポーツや健康イベント、こういったものの開催に加えまして、動物と暮らしやすいまちとか、また「人にやさしい福祉のまち」、こういったものを目指すことによって、外から人を呼び込む、そういった流れをつくることに取り組んでまいりたいと考えております。

そして、ビジョン7、豊かな資産を残すでございしますが、本当に利根町というのは、歴史的に様々な遺産が数多くございます。しかし、こういったものもあるだけで満足しては意味がありませんので、そういった歴史的・魅力的な地域史観、そういったものを、この文化・伝統を語るストーリーというのは非常に重要になっていきますので、そういったストーリーをつくって、地域に点在しています豊かな地域資源、これを点から面への活用を促していきたいと考えています。

そして、多くの関係者の皆様がおられますので、そういった方々と町としても連携を図りながら、国内外に対して戦略的に情報発信を図る。このことによって、地域活性化や観光振興を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、町長の掲げられました公約の実現に向けまして、これまで私自身が国及び地方で培ってきました行政経験を最大限生かしまして、公約の達成に向けて、

私自身も貢献できればというふうに思っております。

最後になりますが、議会と執行部というのは、よく車の両輪というふうに言われておりますが、やはりこの対等の立場に立って、お互いを尊重しまして、かんかんがくがくの議論をしながら進めていくというのが重要でございます。私自身副町長として、町長の補佐役でございますので、そういった立場で、町民の皆様方にとって、よりよい町政の実現に努めてまいりたいと考えております。

井原議員をはじめいたします議員各位におかれましては、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（大越勇一君） 8番井原正光君。

○8番（井原正光君） 副町長には役場全体の施策というか、それらを統括しながら、また職員の事務執行をマネジメントする大変重要な位置に置かれているわけでございます。今後の御活躍を御期待しております。

ただ、その中で、今回のさきの町長の公約、まだ副町長のお話の中で共通している点は、企業誘致という言葉、お二方使っておられます。ただ単に企業誘致、利根町では、公共施設の跡地利用といいますか、この小さい面積の中での企業誘致、我々がちょっと多くの方がイメージする企業誘致というのは、やはり広い土地を持って、要するに用途変更から考えた中での企業誘致を考えている方が多いと思うのです。ですから、そういうことも含めて、町長をサポートする副町長としては、この公約実現のための上位計画、いわゆる総合振興計画、要件があると、その辺の要するにビジョン等まで変えてやるのか、それらの整合性をどういうふうにして考えているのか。その辺ちょっとお聞かせいただきたいのです。

○議長（大越勇一君） 副町長横田清泰君。

○副町長（横田清泰君） 井原議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、企業誘致につきましては、大きな方向性は二つあると考えております。井原議員御指摘のとおり、いわゆる町有地がございます。具体的に言いますと、消防署の跡地とかそういったものがございます。まずは、そういったすぐに誘致できるようなエリアにどういった企業が来るのかということを優先的に、まずは取り組んでいきたいというふうに考えております。

あともう一つは、これは将来的な話になるのですが、やはり私自身、用途変更も含めて、ある程度の規模の企業誘致というのは必要だと思っております。当然用途変更ということになりますと、地区計画をつくって方向性を定めていくということになりますので、当然県との調整というのが必要になってきます。その際には、当然、総合振興計画とかその中との整合性を図る必要があると思いますので、総合振興計画そのものを変えるという意味は、現在ある計画との整合性を図りながら、地区計画についても当然振興計画、将来的に変更といいますか、定期的に期間が過ぎるとまた新しい振興計画を立てるということにな

りますので、そのタイミングを合わせて、地区計画等も考えていきたいと思っております。

当然県との調整、先日、町長とも知事と面会いたしまして、こういった用途変更についても県も柔軟に対応していただけるというふうなお答えをいただいておりますので、そういった意味で行きますと、先ほどの繰り返しになりますが、小規模かもしれませんが、現在ある町有地への企業誘致、いわゆる活性化を図るという意味での企業誘致を図ると同時に、大規模な企業については、用途変更を含めて将来的に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 8 番井原正光君。

○8 番（井原正光君） もっと詳しく議論したいのですが、時間がありませんので、これはまた次回にとどめたいと思います。

次の外国人問題です。これについて伺いたいと思います。

町長も公約の説明の中で、いろいろ外国人とウェルネスの話いろいろ出てきました。二言目にはウェルネスの話が出てくるのですけれども、それとの連携という言葉が出ました。ただ、大事な我々が望んでいる、住民が期待している経済効果という文言が出てこない、大変残念に思っております。これはまた次回に回すことといたします。

その日本ウェルネススポーツ大学に大分というか、大勢の学生が通っておられます。千葉県の布佐駅から栄橋を通過して利根町に往復するわけですが、その道路を大勢の人で歩くものですから、車の右折・左折ができないのです。要は、車だけの右折・左折、あるいは歩行者だけの右折・左折ではなくて、一つの青信号でやっていますから、生徒たちが渡り切るまでは車が右折できない、左折できない、そういう問題がある。利根町は、この栄橋の渋滞問題では、いろいろ行政的に、あるいは県にお願いして、若草大橋のほうへ迂回云々ということもいろいろやっておりましたけれども、一向に成果が上がっていません。そしてまた、この大勢の学生が来ることによって、さらなる交通渋滞が起きている、そういう現実があるのです。また、この外国人によって、いろいろな我々の生活上の問題も起きている。これは利根町だけではなくて、近隣の要するに我孫子市のほうでも同じような課題があると、問題が起きているというふうに私は認識しているのです。

利根町は、我孫子市と今のところは分かりませんが、まちづくりの協議会というのが設立されていると思うのです。その中で、こういう話を出ているのか出ていないのか。

○議長（大越勇一君） 井原正光君に申し上げます。一般質問の時間が終わりました。答弁は、生涯学習課長のほうからさせます。

○8 番（井原正光君） 分かりました。

○議長（大越勇一君） 生涯学習課長渡辺泰幸君。

○生涯学習課長（渡辺泰幸君） 外国人住民に関する諸問題につきましては、全国的にも、生活習慣や言語、地域ルール等の違いによる課題が見受けられており、当町におきまして

も、多文化共生の視点に立った適切な対応が重要であると認識しております。

町が目指す多文化共生のまちづくりを実現させるためには、関係各課と連携が必要不可欠であることから、関係各課の係長以上で構成したワーキングチームを発足し、活動しております。ワーキングチームでは、地域住民から寄せられる御意見や御提言に加え、各課が抱えている課題等を共有し、必要な対応策を考え一丸となって取り組んでおります。また、地域におけるトラブルの未然防止に向けましては、関係各課が今年度新規入学生を受け入れている各学校、グローバルビジネス専門学校、利根国際学院に出向きまして、オリエンテーションを実施し、ごみ出しや交通マナー、公園の適正利用などの地域ルールの説明を行いました。

さらに、茨城県市長会及び茨城県町村会が主催する外国人との共生に関する特別委員会におきまして、近隣市町村との情報共有や意見交換を行いまして、外国人住民を取り巻く課題及び対応事例について、調査研究を進めているところでございます。

今後につきましては、そうした広域的な連携も活用しながら、当町として取り組むべき施策を検討し、必要な対策を実施していくとともに、外国人住民と地域住民が相互に理解し、支え合える地域づくりに努めてまいります。

○議長（大越勇一君） 井原正光君の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を11時20分とします。

午前11時05分休憩

午前11時20分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番通告、7番新井邦弘君。

〔7番新井邦弘君登壇〕

○7番（新井邦弘君） 6番通告、7番新井邦弘でございます。

近年、少子高齢化や人口減少の進行に加え、地域コミュニティの担い手不足、さらに自然災害の激甚化、頻発化など、本町を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした中、住民の皆様が安全・安心に暮らし続けることのできる地域づくりを進めるためには、福祉、防災、行政サービスをそれぞれ個別に考えるのではなく、相互に連携させながら取り組んでいくことが重要であると考えております。また、国においては、デジタル技術を活用した地域課題の解決が推進されており、地方自治体においても、誰一人取り残されない行政サービスの実現が求められております。

本日は、そのような視点から、本町の将来を見据えた福祉施策、防災対策、そしてDXの活用について質問させていただきますので、執行部の前向きなかつ丁寧な御答弁をお願いしたいと思います。

それでは、1番目の地域情報基盤整備について。

本町では、高齢化、自治会加入率低下、地域役員の負担増加などにより、従来型回覧板制度の維持が難しくなりつつあります。また、災害時における迅速な情報伝達、多文化共生対応、高齢者見守りなど、地域情報基盤の再構築が求められていると考えますが、町の認識を伺います。

○議長（大越勇一君） 新井邦弘君の質問に対する答弁を求めます。

総務課長松本浩睦君。

〔総務課長松本浩睦君登壇〕

○総務課長（松本浩睦君） それでは、新井議員の御質問にお答えいたします。

各戸配付及び回覧につきましては、峯山議員からの御質問でも答弁させていただきましたとおり、度々区から負担軽減に関する要望をいただいているところでございます。町といたしましては、回覧などを行っていただくことで、独居高齢者の見守りや、地域のコミュニティ意識の醸成につながる側面もあると考えており、現在も御協力をお願いしているところでございます。

回覧などを原則として月1回とする、広報とねへの情報集約を進めるなどの手段を講じて、区の負担軽減になるよう努めておりますが、新井議員のおっしゃるとおり、高齢化、区や自治会への加入率低下、役員の負担増が重なり、回覧制度に関する課題解決には至っておりません。近年では、スマートフォンなどを使用している高齢者の方が増加傾向にありますので、今後は、災害時における迅速な情報伝達や、外国人居住者に対して多言語対応が可能な町公式ホームページを情報発信の基盤とすることも、将来的に検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 7番新井邦弘君。

○7番（新井邦弘君） 昨日、峯山議員もそういった質問をなされたと承知しております。ただ、町として、今現在の情報伝達体制に課題はあるか、ないかということで、それはどういうふうに捉えていますか。ただ、それ一遍の答弁だけだと、そういった情報はよく分かりますけれども、これからの時代、それだけで回覧板果たしていいのかと。それに対するそうしたら区長会とか自治会とかありますけれども、その経費なんかも随分調査、試算をして、例えばその経費より何割ぐらい多くなればタブレット配付が可能なのかどうかというような調査もしていることはどうでしょうか。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） 今、新井議員がおっしゃっているとおり、いろいろ検証は必要かと思います。高齢者に対しては、スマートフォンを使用している方々も増えておりますが、まだ使えない方もおりますので、今までどおり紙ベースも必要かと思ひますし、まずそこを並行しながら、どちらがいいのか、片方にするのか、ちょっといろいろ問題があるかと思ひますので、その辺も少しずつ検証していきながら検討させていただきたいと思ひます。

います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 7 番新井邦弘君。

○7 番（新井邦弘君） もちろん紙媒体を完全廃止するのではなくて、当面は併用型が現実であると考えます。また、高齢者向けスマホ教室や、地域サポーター制度と組み合わせることで、デジタル格差対策も可能であると考えております。

回覧板は単なる情報伝達でなく、地域コミュニティーを支えてきた仕組みでもあります。しかし今後は、回す回覧板から瞬時につながる時代への転換が求められております。防災、福祉、多分化共生、D Xを統合した地域情報インフラ政策として、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

続いて、単なる回覧板の電子化ではなく、行政情報、防災情報、福祉情報、見守り機能を統合した地域情報インフラ構築をすべき時期に来ていると考えます。その一環として、全世帯のタブレット端末導入支援や、防災アプリ連携等を検討できないか、お伺いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） 全世帯へのタブレット端末導入につきましては、端末代、通信環境の整備費、ソフト導入費などの費用面のほか、破損や故障した際などのアフターサービス提供、使用方法の説明など多岐にわたり考慮すべき点がございますので、現時点では少し考えてはおりません。

先ほども答弁させていただきましたとおり、近年では、スマートフォンなどを使用している高齢者の方が増加傾向にありますので、今後は、災害時における迅速な情報伝達や、外国人居住者に対しても多言語対応が可能な町公式ホームページを情報発信の基盤とすることも、将来に検討していく必要があると考えております。また、利根町アプリでは、行政情報のほか、防災情報もリアルタイムで確認いただけますので、現時点では、ぜひアプリを御利用いただきたいと考えております。

あと、昨日山崎議員の御質問でもお答えしたとおり、今後は、少しLINEの活用のほうも考えていきたいと思っておりますので、その辺を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 7 番新井邦弘君。

○7 番（新井邦弘君） 国のほうでは、地方D X、防災D Xに関する補助制度や交付金なども今設けられております。これらの制度の使用、活用可能性について調査したことがあるとは思いますが、全世帯タブレット配付ということではなくて、まずは、高齢者世帯や、避難行動要支援者を対象としたモデル事業ということはどうでしょうか。例えばそういったお考えは。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） すみません。その辺に関しても今の時点ではちょっと考えておりません。

以上です。

○議長（大越勇一君） 7番新井邦弘君。

○7番（新井邦弘君） それでは、3番目の質問です。

災害時には、避難情報、停電情報、給水情報などをリアルタイム配信できる体制が必要です。実際に全国では、タブレット端末やスマートフォンを活用した防災DXが進んでいます。本町として、防災アプリと行政情報配信を統合した仕組みを研究しているのか、お伺いします。

○議長（大越勇一君） 防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） 防災分野でのデジタル化につきましては、新井議員の御質問のとおり、町といたしましても非常に重要であると認識しております。災害時に求められる情報は多岐にわたりまして、情報を取得するためにウェブサイトを探し回るとは大きな負担になることから、令和3年7月に利根町行政アプリを導入しまして、このアプリに防災情報を一元化したものを搭載しておりまして、既に、プッシュ通知により、行政情報及び災害情報を統合した情報発信を行っております。

町行政アプリの機能といたしましては、まず、防災行政無線の聞き逃しをスマートフォンを通じ、視覚的情報によって補完するもので、防災行政無線の放送内容をテキスト及び音声データとして確認ができます。

二つ目に、避難所一覧では、災害が発生した際の避難所の開設状況がリアルタイムで確認できるシステムを構築しております。

三つ目といたしまして、各種情報からは、生活に直結します電気、水道、ガスといった各ライフラインの情報のほか、気象庁が提供する危険度分布キキクルや、河川の水位情報といったリスク情報につきましても、本アプリに集約し網羅されております。また、平時よりお住まいの場所の災害リスクを確認していただくための地震、洪水、土砂災害のハザードマップも掲載しております。

しかしながら、いかに利便性の高いアプリであっても、町民の方々のスマートフォンにダウンロードし御活用していただけないと、その真価を発揮することができないことから、アプリの普及及び登録者の拡大に向け、広報とねに毎月掲載しております防災掲示板におきまして、アプリのダウンロードの方法や機能の紹介についての記事を継続的に掲載しております。このほか、地域のコミュニティーや各種団体の元へ直接伺う出前講座の機会を活用し、アプリの登録手順を対面にて分かりやすくお伝えするなど、周知啓発活動にも注力しているところでございます。

今後も町行政アプリをはじめ、エックスやフェイスブックなどのSNSも併用して、デジタル技術を活用した情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 7 番新井邦弘君。

○7 番（新井邦弘君） そういった意味で、防災のほうは、かなりそういったことも研究して進められているというふうに認識しております。

福島県会津若松市なのですけれども、そこは、防災と福祉を連携させた地域情報プラットフォームを構築して、高齢者を含めた住民参加型の防災DXを進めております。また、京セラグループでは、浸水センサーや避難所受付のデジタル化等、防災情報のリアルタイムが進められております。

本町においても、高齢化の進行や、災害時そういった防災・福祉DXを一体化に推進する地域情報インフラ整備について研究をしているのかどうか。今の説明でも大分防災のほうでもあると思いますけれども、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） DX化につきましては、新井議員おっしゃるとおり、様々な自治体、企業で行われているというのは私も認識しております。

先ほど申し上げましたけれども、様々な情報の取得手段はあるとは思いますが、現在のところは、この町の行政アプリを使用させていただいて、我々もそれを使用して、情報発信をさせていただきたいと思っています。

これからどんどんDX化ということで、各自治体進めていると思いますが、先進事例等を注視しながら、我々も調査研究をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 7 番新井邦弘君。

○7 番（新井邦弘君） 例えば本町で支援行動、それから要支援者名簿の活用と、防災アプリやタブレット端末を連携させた安否確認というのもいろいろやっていると思うのですが、本町ではこういった試みはどのようなのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 福祉課長永田勝利君。

○福祉課長（永田勝利君） 見守りについてでございますが、利根町の高齢者、単身世帯は、国勢調査によりますと平成27年は615世帯、令和2年は939世帯となっており、年々増加傾向にあります。

現在、町で実施している独り暮らし高齢者の見守りは、月2回乳製品を手渡しにより配布する愛の定期便事業や、月1回定期的に利用者の生活状況等を確認する緊急通報体制整備事業、また、民生委員による訪問を中心に行っておりまして、独り暮らし高齢者の方で、お困り事や体調不良などを確認した場合には、民生委員や委託事業者から町や御家族へ報告をいただいております。

新井議員がおっしゃるとおり、独り暮らし高齢者の見守り支援のため、御家族などとビデオ通話ができる機能や、一定時間操作していない場合に御家族等へ通知を送信する安否

確認の機能を持つタブレット端末を貸し出している自治体があることも承知しております。また、一部の自治体では、タブレット端末貸出しではなく、タブレット導入経費の一部を助成金として交付している自治体もあると把握しております。

町で見守り機能があるタブレット端末の貸出しについては検討しておりませんが、独り暮らし高齢者の安否確認で対応するケースが増えてきておりますので、今後も引き続き独り暮らし高齢者の見守りに関する取組を進めるとともに、効果的な民間サービスにつぎまして、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 7 番新井邦弘君。

○7 番（新井邦弘君） 福祉課長、一応、今 4 番で聞こうと思ったのですが、先に答弁させてもらって、ありがとうございました。

ということで、5 番の質問に移ります。

高齢者においては、文字を見る D X だけではなく、音声で聞ける D X が重要であると思います。A I 音声読み上げや自動翻訳機能を活用すれば、高齢者や外国人住民にも情報が届きやすくなると考えますが、町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） 現在、町の公式ホームページには、A I 機能は搭載されておりませんが、先ほど防災危機管理課長も答弁したとおり、利根町アプリ内で閲覧できる防災無線放送の内容につきましては、音声読み上げ機能が付与されております。また、やさしい日本語を使用した外国人居住者向けのページを作成し、情報集約を進めているほか、8 言語に対応できる翻訳機能もございますので、それらの機能を活用していただければと考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 7 番新井邦弘君。

○7 番（新井邦弘君） 国ではデジタル田園都市国家構想の下、地方における D X 推進が進められております。また、総務省においても、誰一人取り残されない地域 D X が掲げられ、防災、福祉、行政情報のデジタル化支援が進められております。

本町においても、回覧板、防災、見守り、行政連絡等を統合した地域情報インフラの再構築が必要な時期に来ていると考えます。その一環として、全世帯へのタブレット端末導入支援や防災アプリとの連携、多言語 A I 音声読み上げ対応等を含めた地域 D X を研究すべきと考えます。

国のデジタル田園都市国家交付金や、総務省系補助金制度を活用することで、財政負担を抑えた導入環境は可能になると思いますが、その点について、副町長にお伺いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 副町長横田清泰君。

○副町長（横田清泰君） 新井議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、デジタル田園都市国家構想でございますが、新井議員御案内のとおり、岸田内閣の看板政策でございます。現在の高市内閣においても、この取組は継続的に取り組んでいるところでございます。

当然これに関する交付金等も現在継続的に交付されているところでございます。具体的な内容につきましては、いわゆる市場原理、そういったものに任せきりにするのではなくて、いわゆる官と民が連携いたしまして、成長と分配、この好循環を生み出す、いわゆる新しい資本主義というものの取組をまさしく一丁目一番地ということが言えるかと思っております。

やはり、今、御案内のとおり株がかなり上がっております。6万円以上の水準ではございますが、そういった経済成長の果実をいかにして地方に分配するか。これがまさしく国においても喫緊の課題というふうに認識しておりますので、このデジタル田園都市国家構想においても、その分配の仕方を今検討を進めているということで、基本方針は、基本的に年1回改定になりますので、今、方向性を見直して、恐らく今年12月には新たな方向性が示されるのではないかなというふうに考えております。

この地方というのは、様々な社会的な課題を抱えております。その一方で、コロナ禍において、テレワークというのは大分進んだと思います。また遠隔医療とか遠隔教育、こういったものも進んだわけですが、いわゆるデジタル技術、こういったものの活用に関して、かなりニーズがあるということが分かってまいりましたので、こういったものを積極的に活用いたしまして、地域の個性、これを生かした社会課題の解決に取り組むということによって、地域の魅力を上げていくと。そのことが地域活性化、地方創生につながるというふうに考えているところでございます。

利根町もそうですが、少子高齢化、これは日本全体の問題でございますが、こういった少子高齢化も裏を返せば、デジタルの力を活用することによって成長の宝庫というふうな見方をすることもできます。地方といいますと、やはり農業と観光を一つの産業とするわけでございますが、農業や観光の分野につきましても、こういった地方の魅力、地域資源、これらを高めるためには、このデジタルDXというのは非常に重要だというふうに認識しております。

具体的な取組といたしましては、スマート農業が挙げられますが、例えばドローンとか、いわゆるセンサー、そういったものを活用して、農作物の生産管理とか収穫予測、こういったものを行いますと、生産の最適化を図ることができます。この先進的な事例といたしましては、私が昨年12月までおりました銚田市がこのスマート農業を積極的に取り組んでおります。いわゆるメロンの生産なんかもそうなのですが、メロンは、ちなみに基本的な温室といいますか屋内で生産しているのですが、昨今のいわゆる高温化ということで、温度に非常に弱いのですね。ですから、こういったものなんかでも何が課題かという、気

温が上がることによってメロンにひびが入ってしまうと。ひびが入ってしまうと商品化できなくなってしまうのです。そうすると生産性が落ちてしまいますので、農家の皆様方の収入が減ってしまうということです。ですから、いかにそういったひび割れで起こさないような製品をつくっていくことが重要でして、こういったデジタル技術を活用したスマート農業を、銚田市では今積極的に取り組んでいまして、そういったいわゆる商品化できないようなものをなくしていった結果として、今まさしく稼げる農業というものを実践しているところでございます。

また、観光の分野においても、このデジタル技術というのが非常に重要だと思っています。いわゆる観光客の皆様方、いわゆる訪問者の皆様方がこういった行動パターン、こういったところに行って、例えば観光地もそうです。こういった一つ一つの施設をどのような形で見て回っているのか、そういった実際行動パターンを把握した上で、マーケティング戦略を打ち立てていくということが重要だと思います。ただやみくもに、例えば利根町にはこんなにすばらしい神社・仏閣があるのだと言っても、それを実際見に来る方がどういった形で魅力を感じるのか、その部分を把握しないとなかなか情報発信の部分弱いというふうに思いますので、こういった部分においてもデジタル技術というのは活用できるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、この利根町が抱える課題様々ございますが、こういったデジタル技術を活用して解決を図るということによって、この地域、利根町の魅力を高めることができれば、今後も持続可能なまちづくりに取り組むことが可能だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 7番新井邦弘君。

○7番（新井邦弘君） 全く本当にそのとおりだと思います。副町長，4月から約3か月利根町に来ていただいて、本当にいろいろ今までの経験、そういったものを利根町に生かしていただいて、正直、国の補助金制度なんかもいろいろ活用して、利根町の財政を潤って、いろいろなインフラ整備もやっていただきたいと思います。

私、この問題は、単なるデジタル化の問題ではなくて、防災、福祉、地域コミュニティーを支える将来の社会基盤であると考えております。

そこで、町長にお伺いいたします。

本町において、行政情報、防災情報、高齢者見守り機能などを一体化した地域情報基盤の整備は、今後必要な施策であるとお考えでしょうか。また、その実現に向けて、調査研究を進める考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 新井議員の質問、おっしゃるとおりだと思います。これを進めていかなければ取り残されるだけだと思っておりますので、これを見据えて進めていくつ

もりであります。

○議長（大越勇一君） 7番新井邦弘君。

○7番（新井邦弘君） ありがとうございます。先ほどから言っています、私は、現在の制度や仕組みを否定するものではないのです。しかし、人口減少や高齢化が進む中で、10年後、20年後を見据えた情報伝達の在り方を今から検討しておく必要があると考えます。将来の利根町を支える地域情報基盤整備について、皆さんより一層の前向きな検討をお願いしたいと思います。

続きまして、2番企業誘致について。

近年、人口減少や少子高齢化が進む中、自治体経営においては、安定した雇用の確保、自主財源の強化、若年層の定住促進が大きな課題となっております。そのような中、企業誘致は税収増だけではなく、地域経済の活性化、地域ブランド力向上にもつながる重要施策であります。

利根町は、圏央道や成田空港圏とのアクセス性、自然環境、比較的安価な土地利用などポテンシャルを有している一方で、他自治体との競争も激化しております。利根町として、現在どのような企業誘致戦略を持っているのかをお伺いします。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 先ほどの井原議員の質問にもありまして、公約も含めてお答えをしていたところでございます。

企業誘致、産業と振興と雇用と創出を図りと、町の発展につなげるためにも有効だということで、また、公共交通にもいい方向になるのかと。あと、空き家にもいい方向になるのかという考えを持っております。

今まで、利根町なかなか、いろいろな皆さん、議員も含めて私も含めて首長も含めて、企業誘致というのはあまりなかったと思うのです。議員をやりながら、どうしたら利根町元気になるのかなとずっと思っておりまして、できたら企業誘致をすれば公共交通にもつながる、空き家にもつながると。人口も増えやしないかもしれないけれども、減る角度は低く抑えられるのではないかと、そういったことをずっと考えてきて、企業誘致を載せてきたつもりであります。

井原議員のとき、さっきも言いましたが、学校の跡地を含めた企業誘致で、悲しいかなと申しますか、先ほどからずっと言っています。利根町は、できる土地の多くがこの線引きがありまして、これに該当してしまうということで、私も議員になったときに利根町は何で工場がないのだと、利根町は何で誘致がしてないのだと言ったら、いやこれがあるからできないのだよと。それをずっと言われてきた記憶がございます。それを何とかしなければ、利根町はそのままだという思いを持っていたので、そこを何とかしたいと思って、私は公約に企業誘致を入れました。それでもこの線引きがあって、難しいのは承知しているのです。でも、これを何とかクリアしなかったら、今までのままの利根町だという

思いがありましたので、先ほど横田副町長も発言されましたが、知事のところにも行って、いろいろな提案をしたつもりであります。

一つは、利根町は過疎だから、知事、過疎特区を認めてくださいという話もしました。知事も話を聞いてくれて、茨城県として、できるものとできないものがあるので、そこを知事も考えたり苦しんだりしているという話になりまして、過疎特区というものを活用、つくってもらえないかと。そうしたら認めてもらいやすいのではないかと。そういった話もしたのですが、知事はできる限り提案をしてくださいと。利根町の考えを聞いて、県も検討しますと、非常に前向きな話をいただいたので、今検討をしているところでございます。

新井議員の話にもありましたとおり、この線引きがあると。そして、利根町の場合は、同じなのですけれども、首都圏の整備法と近郊整備地帯に指定されておりますので、非常に難しいというところでございます。ただし、昭和59年1月12日ですか、それと平成16年5月12日は、区域区分の変更を行った結果がございまして。そういったこともあって、今現在、利根町は、市街化区域の面積が211ヘクタールと、調整区域が2,279ヘクタールということで、市街化区域は8.5%、調整区域のほうは91.5%という形になっております。これだけ見ると、非常に工場誘致とか、みんなが私にもおっしゃいます。縛りがあるからできないだろうと、縛りがあるから利根町はできないのだよと。そういったことを言っているのですが、それを言われて、そうですね駄目なんですよねで終わったら、もう未来の利根町はないので、そこを何とか今クリアをしようということで、いろいろ考えているところでございます。

せっかくの機会なので、新井議員もいいのがありましたら提案をしていただきたいと思います。そして、先ほども言いましたが、毎日のように、いろいろな方が提案をしてくれております。そこを今いろいろ考えて、実現に結びつくようにやっているところでございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 7番新井邦弘君。

○7番（新井邦弘君） そうですね、広大な土地、利根町を見渡してもその95%調整区域なので、なかなか難しいと思いますけれども、そういうことも考えていますが、まず企業誘致について、利根町として町の姿勢ではなくて、トップセールスとか民間提携ですか、そういった攻めの営業活動を行うことは、町長考えていますか。というのは、あるいろいろな会合で、例えば町長が消防署跡地、この企業が来ますよとか、例えば文化センターの駐車場にこんなことをしたい、そういう話はいいと思います。まだ本決まりになっていないので、町民の方が誤解してしまうこともあると思うのですよ。もう決まったのですかと僕らも聞かれるのですけれども、その点は今こういった進捗状況でいるのか。お伺いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 全くそのとおりでございます、聞かれるので、今こういう誘致なども考えていて、訪問したりお邪魔したりしていますよということは、確かに私も気をつけなければいけないのですが、新井議員おっしゃったように、誤解される部分があると思いますので、その辺は私も承知しております。

駄目ではなくて、やはり政治家として、うそは駄目ですけれども、無責任なことも駄目ですけれども、ある程度こういうことを考えているのだというので賛同をいただきたい、もらっている部分もありますので、そこは、小さな話合いなどではよく聞かれるので、こういうことやるのですと、ただし簡単には行かないのですよと。そういったものもあって、でも何とかしたいのだということで、いろいろな企業を私自らが相談しているつもりであります。

まさに、先ほども言いましたように、企業が来ていただいて、いろいろな提案もしていただいているところでございますので、どうするというふうにすると私がやはりトップセールスという営業セールスをやって、提案をしていかがでしょうかと、その繰り返しだと思うのです。ある程度めどもついてきているものもあります。うまく行きそうかなと思ったけれども、やはり駄目だったものもあるのです。そこをそういうふうに行かないで、また11か月、もうじき1年になりますけれども、町長になって公約を一つ一つ実現していくというのがあります。そこは、ぜひ実現に結びつけて、つけるという強い信念の下、今活発に動いているつもりでございます。

○議長（大越勇一君） 7番新井邦弘君。

○7番（新井邦弘君） トップセールスということで、今町長のほうからお言葉ありましたけれども、そういった提携話というか、そういうのがあったときに利根町をどのように企業がいいのかとか、また、利根町に対する課題そういったようなお話は聞いたことがあるのか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） まさに、この縛りがあること自体がもう非常に大きな弱みなのです。あと、ハザードマップに引っかかっているのも、これは大きな弱みです。なので、その辺もゆっくり丁寧に、国土交通省の今の見解だと、あと何百年とか何千年は切れないよという話もありますが、そんなことは今の気象情報だと簡単には言えない話なのですが、そのような話をするのもございます。そういったことも含めて、企業誘致に結びつけたいということで、ハザードマップもしかり、強みというのは、東京より40キロメートルと、あと成田空港から20キロメートルというぐらいの強みがあると思っております。それと、あとは土地が安いとか、そのぐらいが強みかなと思っています。あとは、隣接するの、隣が千葉県ですと。その辺が強みで、そして、アクセスしやすいと。企業側の人から見た場合は、よい立地条件にあると思ってくれるのかというところでございます。

また、本当にこれは何度も何度も先ほどから言っているのですが、課題につきましては、都市計画法に基づく開発許可制度があって、それは、都市計画区域内の多くが市街化調整区域なのですよということがあります。それをだからできないのだと言ったらもう何も進まないのです、そこを何とかクリアして、国、企業が参入できる際の障壁となっているので、その点を県、国のほうにお願いし、クリアしていつて来てもらおうと。もうこれしかないと思っています。

ですから、メリット、デメリットありますけれども、どちらかと言ったら、大きな壁のデメリットがあるので、それを解決する努力を今しているところでございます。

○議長（大越勇一君） 7 番新井邦弘君。

○7 番（新井邦弘君） 企業誘致というのは、本当に来ていただいたら雇用創出にもなりますし、若者定住も本当に期待できると思うのですけれども、かなり難しい施策だと思います。そういった難しい施策に対して、今後どのような検討を町長お考えなのか。そしてまた、もう 1 点は、こうやって誘致、誘致と、皆さんいろいろな案件の、今カスミのほうに企業誘致して支援策ありますけれども、そういったその問題点も少しずつ検討していく必要もあるのかなと思いますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 一つ目のほうは、先ほど来言っていますように、一つ一つの問題をクリアして解決して、実現に結びつけていくと。もうそれしかないと思っています。

それと、二つ目のほうは、カスミがそうですけれども、来てもらったときには、従業員が何名以上とか、従業員を何年ぐらい置いてもらえるためには、こういった固定資産税の優遇措置とか、その辺が今もありますし、それを見直せば来てくれる可能性が上がるのだったら、またそれも検討の一つだと思っています。それは、企業との話を聞いて条件等も検討して、実現というかそういう運びに結びつけるしかないのかなと思っています。

○議長（大越勇一君） 7 番新井邦弘君。

○7 番（新井邦弘君） 企業誘致は単なる開発ではなくて、町の未来づくりそのものであると思います。人口減少時代だからこそ利根町の強みを磨き、戦略的に発信していくことが重要であると考えます。ぜひスピード感を持った取組を期待して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（大越勇一君） 新井邦弘君の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を13時30分とします。

午後零時 0 0 分休憩

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

7 番通告， 4 番佐藤眞一君。

〔4 番佐藤眞一君登壇〕

○4 番（佐藤眞一君） 皆さんこんにちは。7 番通告， 4 番佐藤眞一でございます。

先日， 2 日前に大きな台風が日本全国を襲いまして，大きな被害をもたらしました。また，茨城県においても重大災害はなかったのですが，やはり負傷者だとか家屋の倒壊だとか浸水地域とかがあったように報道されております。そのような被災者の方，もしくは被災地の方々に対してお見舞い申し上げます。

また，世界を見渡してみますと，今アメリカとイスラエルによるイラン攻撃，これは国際法違反と言われておりますけれども，それによって，戦争が長期化して，停戦の見込みも立たず，そのために石油不足，ナフサ不足，物価の上昇等，国民の生活に深刻な影響を与えております。一刻も早く停戦が実現して，平和が実現することを心より望んでおります。

本日はお忙しい中，議会に傍聴に来られた利根町民の皆様，また町外の皆様，それからユーチューブで傍聴されている皆様に対して，厚くお礼申し上げます。

本日，私，三つの大きな問題について御質問いたします。

一つ目は，人口減少対策について。

二つ目は，利根町地域公共交通計画について。

三つ目は，今いろいろと皆さんの話題になっております外国人との多文化共生についてお伺いしたいと考えております。

では，まず第 1 問目なのですが，人口減少対策についての第 1 番目として，利根町では，外国人の住民登録が急増しているにもかかわらず，人口減少が続いております。令和 8 年度の利根中学校の新入生は 66 人，利根小学校の新入生に至っては僅か 51 名であります。特に，若い人の人口が少なくなっており，これでは町の発展は望めない状況であります。

そこでお伺いします。

町の人口減少に対する抜本的な対策についてお伺いします。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君の質問に対する答弁を求めます。

町長山崎誠一郎君。

〔町長山崎誠一郎君登壇〕

○町長（山崎誠一郎君） それでは，佐藤議員の御質問にお答えいたします。

人口減少対策としましては，当町ではまち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づき，後期基本計画と一体化したデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定し，計画の目標年次である 2030 年の想定人口を 1 万 2,900 人と想定してございます。この想定人口を上回ることができるよう，本計画に掲げた各種施策や事業を着実に実行し，人口減少の緩和に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、町では移住支援金、そして、新築マイホーム取得助成金や、奨学金返還支援補助金など移住と定住の促進を図っており、また、妊娠・出産祝い品事業や18歳以下の医療費助成など、子育て支援策の充実にも取り組んでおります。そのほか私の公約に掲げております企業誘致につきましては、雇用が創出される企業を誘致したいと考えております。企業誘致をきっかけに、空き家の減少や人口減少の緩和につながるものと考えております。

○議長（大越勇一君） 4番佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） 今、町長に御答弁いただきましたけれども、例えば町の人口移住対策に対しても、非常に、私は利根町は充実しているのではないかと考えます。例えば、保育所の待機児童ゼロであるとか、子供手当、給食費の無償化、その辺もほかの町に先駆けて非常に進んでいるというふうに考えております。にもかかわらず、残念ながら利根町に移住して来られる特に若い方はいらっしゃいません。その辺についての対策についていかがかということでお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えいたします。

町長の公約にもございますとおり、企業誘致も含めまして、公共交通の整備も含めて、あと空き家対策、そこら辺がやはりなかなか整備できないと、若い方が増えてこないというようなことにつながっているのかなと思います。

今現在、少しずつではありますけれども、そこに取りかかって取り組んでいるところがございますが、子供自体がどうしても減っているというのもございますし、そこを充実させて、実際どうなるかというのは、ちょっとまだやってみないと分からない部分もございますけれども、一つの要因となっているのは確かだと認識しております。

○議長（大越勇一君） 4番佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） 今、お答えいただきましたように、いろいろな対策を打っていただいていると。例えば移住対策、空き家対策とか、それから企業誘致。それらは全てつながっているわけです、同じ問題なのです。

ちょっと余談になりますけれども、若年層がなぜ少ないのかという原因としましては、私、団塊の世代なのです。非常にベビーブームで生まれまして、私たちの子供というのは団塊ジュニアと言われて、やはり非常に多い、一つの塊になっているのです。何と云うのですか、問題は団塊ジュニアの人たちが子供をつくっていない。それから就職もしていないとか、そういう方がいるのです。そういう失われた30年代と言われているのですけれども、そういう方に対する対策というのにターゲットを絞ってやるべきだと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 今の当町の現状ですと、やはりどうしても働き口がない

ということもございます。町長が第1に掲げている企業誘致、特に雇用を創出する企業を誘致したいということで、今あらゆる可能性がある土地を町長自らアポイントを取った企業とその土地の場所を紹介して、いろいろ御提案をいただくような形にしております。利根町がこういう企業が来てほしいと言っても、やはりどうしても企業のほうから事業をやって、もうけるという部分もございますので、企業から提案をしていただいて、その後、利根町でその企業を誘致するような決定をしていくという流れになってくるかと思うのですけれども、その努力は、今就任当初からやっていただいているところでございます。

○議長（大越勇一君） 4番佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） それでは、2番目の質問に参ります。

今、布袋課長からもお答えありましたように企業誘致、これは午前中の新井議員の質問とか、ほかにもほかの議会のときでも、今一番話題になっているといいますか、大きく言いますと、一つは公共交通問題、それから二つ目としては移住するための企業誘致、それから三つ目としては公共交通の充実ということになるわけです。

では、2問目の質問なのですけれども、これは、午前中に質問があつて、お答えいただいているので、非常に質問しにくい、同じ質問なるかもしれませんがもお聞きします。

町長は、公約の中で、人口減少対策として、特に企業誘致をビジョンの中で挙げられており、人口が増えている阿見町、五霞町などは企業があり、雇用が生まれていることがその大きな理由と考えられます。利根町の企業誘致について、町として検討していると聞いておりますけれども、具体的な進捗状況についてお伺いします。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 先ほども少しお答えをさせていただいたところでございますが、企業誘致に関しましては、まず町有地、東文間小学校の活用や旧消防署の跡地、旧すこやか交流センター、そのほかにも町有地が幾つかあるのですけれども、その場所を中心に、企業の方に現地に案内をして、お見せをさせていただいているところです。そこを見ていただきまして、現状をまず知っていただいて、ここだとちょっと道路が狭いよねとか、そういう部分も確認していただいて、企業のほうがこれだったらできるから利根町のほうに進出したいと言ってももらえる可能性も含めて、一応その町有地のほかにもこういう土地が今空いていますとか、そういう部分も含めて御案内をさせていただいているところでございます。

当然、市街化調整区域になっているという部分もお伝えをさせていただいて、企業が利根町に来ていただけるような何か案をいただいたり、そのついで別の企業が利根町に来ていただけるというような可能性も含めて、今御案内をさせていただいているところでございます。

○議長（大越勇一君） 4番佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） いつだったか覚えていませんけれども、以前の議会のときに、具

体的なその業種とかの名前も挙がっていたような気がするのです。例えば、魚の養殖をするとかそういう話もありましたけれども、それはその後何か話が聞こえてこないのですけれども、その辺のお話はどうなっていますでしょうか。

それと、あと消防署の跡地です。そこについても何か具体的な話とかそういうのがあるのか、分かる範囲で結構ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） まだ学校跡地につきましても、こういう事業をやりたいと言ったときに、県に確認をして用途変更が可能かどうかというような協議をしながら、今最終、事業をまとめていただいているところでございます。消防署の跡地もこういうもの、商業施設があったらいいよねとか、そういうような話はある、多分外でしているかもしれないのですけれども、具体的に何が来るとかというのは全く決まっています。あくまでも企業の方がこの土地で進出していただけるような案を提出していただけるように、こちらとしては、持っている情報を全てお示しして、ぜひ一日も早く企業に利根町に進出していただきたいということで、今まだ提供しているところなので、具体的な案はまだ上がってきておりません。

○議長（大越勇一君） 4番佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） やはり人口減少対策としての企業誘致、雇用というのは、非常に重要な施策だというように町長もおっしゃっていましたが、ここでちょっと横田副町長にお聞きしてもよろしいでしょうか。いろいろと国とか地方自治体での豊富な御経験あると思うのですけれども、企業誘致についてのどういうことができそうだというような、そういうことがありましたら、何かお答えいただければと思います。

○議長（大越勇一君） 副町長横田清泰君。

○副町長（横田清泰君） お答えいたします。

まず、企業誘致、先ほど午前中の御質問でもお答えさせていただいたのですが、現時点においては、進めているのは町有地の有効活用というふうな形の企業誘致でございますが、将来的に取り組むであろういわゆる大企業といいますか、工場とかそういったものの誘致ということになりますと、当然地区計画という形で土地の用途変更等が必要になってくると思います。実際、その企業を誘致するに当たって一番重要なのは、いわゆる企業側とのマッチングだというふうに考えています。よく工業団地とかそういった産業団地を整備しても、つくってみたものの来てももらえないということが往々にしてあります。ですから、いわゆるオーダーメイド型といいますか、ある程度企業側に当たりをつけた上で、その企業が何を望んでいるのかということ把握した上で、それに合った形の産業誘致を、企業誘致を図っていくということが重要だと考えております。

私自身、出身の経済産業省でまさしくこういった産業立地、企業立地に関する部署がございします。私自身もそういった経験がございしますので、その経験等を踏まえましますと、やは

りこの一番、本当に利根町強みというのは東京から40キロ圏というところだと思います。特に、企業が地方に移転する場合というのは、いわゆる本社機能、本来であれば本社機能も含めて移転していただきたいのですが、本社機能は東京に残すということが多かったりします。そのときにやはり重要なのがいつでも東京に戻るといいますか、行き来しやすいところということになりますので、大体多くの企業が50キロ圏内で探すというのが実態でございます。そういった意味でいくと、この利根町も十分可能性はあると思います。

ただ、ここで課題なのが道路だというふうに考えています。やはり産業団地等を整備する場合には、アクセス性が非常に重要になってきますので、そういったところは、まさしく産業団地を整備するということになりますと、地区計画という形で、当然県の許可が必要になってきますので、その際に、ここにこういった産業団地をつくって、ついては、交通の流れをこうしたいという形で県側と調整を図っていくということが重要だと思います。

一方で、道路などをつくるにあたっても、こういった工業団地ができるから交通の流れが変わります、だからこそこに道路が必要なのですよというふうな説明をしないと、非常に難しいということがございます。国土交通省などもよく言うのですが、道路をつくっても、結局北海道あたりにある立派な道路つくってみたもののタヌキしか歩いていないなんということが一番困ってしまう話ですので、実際その交通量が見込めるかどうかということ考えた場合には、こういった企業が必要なんだと、そういうふうな総合的な説明が必要なのかなと思っています。

まずは、今、私自身この利根町の現状をよく見させていただいて、こういった形の企業誘致が最適かということを考えて、今後調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 4番佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） 質問ではございませんけれども、私、利根町に来てもう40年ぐらいなのですね。その当時から同じことを言われているのですよ。雇用がない、それから交通機関が便利ではないということを言われているのですけれども、一向に改善されなかったということで、ちょっと何かすごく気持ちがイライラしているというか、ただ、町長が替わられまして、そういう問題を最優先の課題として取り上げるというふうにおっしゃっておられますので、今後の実現を大いに期待しております。

それでは、人口減少対策についての質問は終わります。

2番目に、利根町地域公共交通計画について御質問いたします。

これにつきましては、3年前に私が議員になってから公共交通というのは最優先課題だということで、ずっと議会のたびに言い続けてきたことです。それは、町長も昨年の選挙のときにやはり公共交通最優先だよとおっしゃられましたということで、町民の方も私も非常に期待をしております。大いに期待しております。

私が前の町長のときに言われたことは、佐藤議員、そんなにすぐには言ってもできない

よと、まず計画ができてからではないとできませんよということを言われたのです。その計画は、昨年３月に利根町の地域公共交通計画ということでできたわけです。そうすると、これからは実行あるのみなのです。その実行につきましては、徐々にといいますか、例えば日本ウェルネススポーツ大学のスクールバスを布佐に行けるようになった、これだけでもすごい進歩だと思うのですよ。それと大利根交通との話合いも続けておられますし、それから、今まで具体的に見えなかったのですけれども、具体的に大利根交通と福ちゃん号とか、そういうものを連結させてやるという方向がだんだん見えてきました。今までは全く見えませんでした。

そこで、１問目の御質問になります。

昨年３月に利根町地域公共交通計画が策定され、大利根交通を基幹交通と位置づけ、福ちゃん号、ふれ愛タクシーなどの公共交通と一体的な公共交通体系を見直すことであり、その一環として、大利根交通のルート再編と福ちゃん号を活用するという話であり、第１回議会定例会では、できるだけ早く実施するとのことでありましたけれども、明確な期限が示されておりません。具体的にいつまでに実行されるかについてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをいたします。

明確に時期というのは、ちょっとここではお答えできないのですけれども、まず初めに、大利根交通バスの路線の変更につきましては、３月の第１回議会定例会でも答弁をさせていただきましたとおり、当初は、立崎を出発しまして公共施設等を通った後、もえぎ野台に接続をしまして、そこから取手方面に向かいＪＲ取手駅まで大利根交通バスに接続する、そうすると１本で運行するルートで検討を進めておりました。しかし、大利根交通で単独ではなかなか人員確保や、コスト面における負担が増加されるということで、今現在では、１本で運行するルートではなくて、そこに福祉バスを接続するというで検討しております。ただ、この検討の中でも、大利根交通が停車するバス停を利用していくわけなのですけれども、もえぎ野台のバス停に接続すると、そこから１時間に１本しか取手方面がないということもございまして、羽根野台の団地中央というところに接続をすることによって１時間に３本、大体２０分に１本ずつぐらいのバスがあるということなので、今は、ちょっとそこに接続しながら、もえぎ野台に向かうということで、今大利根交通といろいろ話合いを行っているところでございます。

また、布佐駅につきましては、大利根交通では、なかなかこれ以上便を増やすことは難しいということでございますので、この分につきましては、町で日中に限られてしまいますけれども、大利根交通の便とかぶらない時間帯に巡回できるようなバスということで、今検討しているところでございます。

実証実験の実施につきましては、公共交通事業者との協議、調整だけではなくて、また地域公共交通活性化協議会、こちらでの合意形成や、運賃協議会を設置し、開催、運輸局

への事業届とか、そういう必要な手続きがございます。この届出を出すにもルートが決まらなないと進まないところでございますので、佐藤議員御心配いただいているところでございますけれども、一日でも早くまずはルートを決めさせていただきながら、協議会にかけていきたいというふうに考えております。

議会初日の町長の行政報告にもございましたが、今年度、広域交通の調整や情報提供、専門家による伴走支援などを、自治体の公共交通の利便性向上を支援する茨城県の実施事業でございますいばらきモビリティ再編支援事業というのがございまして、こちらに応募させていただいております。15市町村が今応募をされているということで、実際には4市町村程度の採択という形になるかと思うのですけれども、ぜひ利根町が採択されれば、もう少し早く協議が整うのではないかとということで応募はさせていただいているところでございます。

○議長（大越勇一君） 4番佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） 1月の議会定例会のときに大利根交通の路線を見直して、立崎からもえぎ野台、それから図書館等を通して、それからもう一度北方車庫を通して、早尾・羽根野、それから取手のほうに向かうという案が出されましたが、そちらは実現できるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 当初、大利根交通の1本の便でやっていただければ、かなり利便性が高くなるのではないかとということだったのですけれども、大利根交通の経営状況だったりとか負担、その辺と、あと運転手の確保、そこら辺がなかなかやはりどうしても難しいということで、立崎からもえぎ野台に接続する部分までは、町の福祉バスを利用して行いたいと思っています。

当初は、フレッシュタウンを出て、健康増進施設を右折する予定でしたけれども、そこを真っすぐ羽根野まで行きまして、団地中央をぐるっと回って、また健康増進施設を通過して、もえぎ野台へ行ったほうが、取手に行く方にとってはメリットがかなり大きいということで、今その辺のルートで、再度大利根交通と協議をしているところでございます。

先ほども言いましたが、もえぎ野台1時間に1本ということで、その接続にスムーズに接続すると、かなりロス、空の便を走らせたりしないといけないという部分もございますので、その辺は、大利根交通といろいろ案を出していただきながら、今ルートをもう一度見直しを行っているところでございます。

○議長（大越勇一君） 4番佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） 前回の議会のときにそういうルートで見直しているということで、とにかく基幹交通である大利根交通の体系をまずつくってからではないと、ほかのことはできないよというお話でしたので、その辺のところをまずできるだけ早くつくっていただいて、そして、それに補完するような形で福ちゃん号を接続するなりやっていただきたい

と思うのです。

これは、私の個人的な考えなのですが、私は民間企業にいましたので、その場合は、まず計画というのは、最初に期限があるのですよ。いつまでに、どのようにやっていくのかと、何をやるのか。それをやれない場合にはどういう障害があるのかということ、ちゃんと分析しまして、それで一步一步進めていくというやり方なのです。民間と自治体とは違うと思うのですが、その基本的な考え方、やはり重要だと思いますので、計画はきちんとつくっていただいて、実行、私、前にも言ったと思うのです。よく言われる言葉ですが、計画が計画のための計画になってしまって、口は悪いですが、言い方としては、計画一流、実行二流、言い訳超一流ということにならないように、町長ひとつよろしくお願いします。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） お答えいたします。

まさに、今言っていたことで、当初、立崎云々という先ほど言ったルートだったのです。ところが、やはりいろいろそれやって乗る人がいて、経営状況はどうなるのだと、運転手はどうなるのだと、確保できるのかと、バスも用意できるのかと、そういう話を煮詰めてきました。それで、それをやるよりはと言って、先ほど布袋課長から説明したように、プラス、コミュニティバスを補助金の対象になるので、それをやったらもっと少しよくなるのではないのかということで今進めております。

シミュレーションいろいろやって、大利根交通もすごい親切、丁寧に協力してというか話に乗っていただいているところでございまして、ただし結果がまだそこまで行っていないということですが、取りあえずいい方向には行っていると感じております。

これも言い訳になってしまうのですが、まだ10か月ということなので、ただし大利根交通とは、もう念入りに交渉を今継続しているところですので、なるべく早い時期にいわゆる結果を出すようにしていきたいと思っているところでございます。もう少し、ちょっとお待ちください。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 一つだけ、すみません。大利根交通の運行ルートにつきましては、今のところもう変更する予定はございません。あくまでも大利根交通がこのままのルートでいくような形ですので、そこに福祉バスをコミュニティバスとして接続する方向で今打合せを行っているところでございます。これがまた何年かたって変わってくるかもしれませんけれども、基本的には、今その方向で進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 4番佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） 私も後期高齢者でして、この前、いわゆる認知症テスト受けたばかりで、いつ免許証を返上しないといけないかという現実に関心としてありますの

で、ぜひ早め早めというか、先手先手で進めていただきたいと思います。具体的にいろいろ話が検討されておりますので、その辺では非常に感謝しております。

次の御質問に参ります。

日本ウェルネススポーツ大学のスクールバスと福ちゃん号との乗り継ぎ時間が長く、4月1日に時刻表の改正を実施するというふうに伺いました。改正前と改正後で、町民のスクールバス利用者が増えたのかどうかについて伺います。

先日、日本ウェルネススポーツ大学等に対する厚生文教常任委員会や視察したときに、スクールバスの利用者は非常に増えていますよという大学の回答でしたので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 日本ウェルネススポーツ大学のスクールバスの利用者数でございますが、改正前の1月が21人、2月が46人、3月が22人、改正後の4月が31人、5月は5月18日現在なのですが17人といった利用状況になってございます。

4月改正ということもございまして、また利用者数が月によって異なっておりますので、現時点では何ともお答えはできませんけれども、利用される方の待ち時間が長い便もございましたので、そこら辺につきましては、若干見直しをさせていただいてございますので、利便性が向上しているのかなというふうには感じております。

○議長（大越勇一君） 保健福祉センター所長山田博子君。

○保健福祉センター所長（山田博子君） 私からは、福ちゃん号についてお答えいたします。

日本ウェルネススポーツ大学のスクールバスと福ちゃん号の乗り継ぎにつきましては、乗り継ぎの際の待ち時間が長い便もありましたので、待ち時間を短くするために、福ちゃん号の時刻表の見直しを行いまして、4月1日に改正をいたしました。

改正前と改正後の日本ウェルネススポーツ大学バス停の利用状況につきまして申し上げますと、改正前の昨年11月4日から3月31日までの福ちゃん号の乗降者数は36名でございました。また、改正後4月1日から5月31日までの乗降者数は11名でございまして、改正前と改正後の利用者数の平均を比較しますと、現状では増えているとは言えない状況になってございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 4番佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） 以前も私が質問したときに、接続の問題です。やはり布佐に行くまでの交通手段はないと。そういう意味においては、日本ウェルネススポーツ大学のスクールバスは使えるようになって布佐まで行きますと、私が言うことでもないのでしょうかけれども、布佐には印西のコミュニティバスも来ておりますし、それから、布佐の駅に行きますとJR使って我孫子とかそういうところも行けるということで、非常に便利になるわ

けです。そういう意味では進歩しているというふうに考えます。しかも言ったらすぐ改善してくれて、時刻表まで改善していただいているということなので、そういう行動力というか実行力に感謝しております。

では、次の質問に参ります。

ふれ愛タクシーのA I オンデマンド化に対し、第1回議会定例会で、国の補助金を活用したいとの町の回答がありましたが、今年度中に申請する計画はあるかどうか。その詳細についてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えいたします。

当町では、町の基幹的交通である民間の大利根交通バスの維持を最優先に再編を進めております。既存の路線バスが撤退すれば、町外への移動手段や通勤・通学等での利用の影響が大きいため、まず路線バスの再編を進めることが重要と考えております。

ふれ愛タクシーが今後担う役割につきましては、大利根交通バスの再編や福祉バス運行ルートと並行して検討を進めておりますけれども、A I オンデマンド化した場合の導入費用やランニングコスト、こちらはかなり経費がかかることから、現時点では、ふれ愛タクシーのA I オンデマンド化につきましては未定となっております。国の補助金なども活用してまいりたいと考えておりますけれども、町の財源も限られておりますので、公共交通全体にかかる費用については、今後の町の基幹的交通を担う大利根交通バスの路線再編、福祉バスの再編になってくるのですけれども、こちらに比重を置いていきたいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 4番佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） 最後の質問でありますけれども、A I オンデマンドにしましても、それから自動運転になるともっとすごいお金がかかるということなので、お金の問題が関わってくると思うのです。

今日、新しいちょっとニュースがありまして、国のほうで法律ができたということで、公共交通機関が少ない交通空白の解消に向けた、改正地域公共交通活性化再生法が3日衆議院本会議で可決、成立しましたとあります。これを利用できるのではないかと思いますのですけれども、ぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 今の内容の法律が変わった後のどのぐらいの補助が来るのかという説明は、今のところ受けていない状況でございます。その辺も確認をさせていただいて、当然使えるものがあれば使っていきたいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 4番佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） それでは、公共交通計画の質問についてはこれで終わります。とにかくもう喫緊の課題というか、待ったなしですので、一日も早い実現を望んでおります。

それでは、3番目の外国人との多文化共生について御質問します。

この問題については、今やはり町の中での喫緊の課題になっているということで、ほかの議員、峯山議員ほか、それから山崎敬子議員、井原議員、いろいろな方が今一番、町民の方から一番関心のあるということで、私にもそういう要望が非常に強く出ています。

第1問目の御質問をいたします。

日本ウェルネススポーツ大学の令和8年4月留学生の新入生はゼロと聞いているが、その理由について及び今年度の秋入学及び来年度以降の見込みについて伺います。昨年の方は、日本ウェルネススポーツ大学に約2,600人入っているのです。今年ゼロなのです。その理由について、ちょっとお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（大越勇一君） 生涯学習課長渡辺泰幸君。

○生涯学習課長（渡辺泰幸君） 日本ウェルネススポーツ大学の外国人留学生の受入れにつきましては、関係機関より、学校における受入れ環境について不備の指摘があったと伺っております。具体的には、出入国在留管理庁から、学習環境の充実という観点において、各クラスにおける学生数の適正化など、受入れ環境の改善が必要とのことでした。

日本ウェルネススポーツ大学では、こうした状況を踏まえ、改善対応を進めているところであり、今年度につきましては、秋の入学も含め新規の外国人留学生の受入れは行わないと伺っております。

町といたしましては、留学生の受入れに当たって最も重要なのは、人数の確保ではなく、学生一人一人が安心して学び、地域社会で安心した生活を送ることができる教育と生活の両面にわたる環境の整備であると考えております。引き続き関係機関と連携しながら、学校の適切な受入れ体制について注視してまいります。

○議長（大越勇一君） 4番佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） 今まで利根町の人口が増えた一番大きな理由として、やはり日本ウェルネススポーツ大学の日本語別科なのです。この前も厚生文教常任委員会で行ったときに、年度ごとの留学生数はと私が質問しましたら、2022年は4人、2023年が648人、2024年が585人、そして昨年は何と2,566人と、そして、今年はゼロということになっております。そうなりますと学校としても、これは、今までは学生が入ってきたけれども、今後入ってこないのであれば、いわゆる経営上も非常に問題になってくると思うのです。だから来年度以降はどういうふうになるかと学校は言っているか。お聞きになっていませんか。

○議長（大越勇一君） 生涯学習課長渡辺泰幸君。

○生涯学習課長（渡辺泰幸君） 今回、受入れが秋も含めて今年度はゼロということなのですけれども、こちらの出入国在留管理庁では、適正な受入れに対するガイドラインというのがありまして、そこで適切でない状況というのがもう何点が載っているのですが、その中で、今までの学生数に対して、過度な受入れ数の増加があった場合は適切ではないというふうになるということで伺っております。その関係で、今年度については、秋も含め

て、受入れの許可が下りなかったということで聞いております。

大学では、それも含めて、今後はその受入れ態勢を改善するということで、1 学年当たり 300 人程度の受入れ人数で体制をしていくという方向で進めているということは伺っております。ですので、来年度また受入れの許可が下りれば 1 学年当たり 300 人、2 学年でするので、合計で 600 人程度の留学生数の受入れで運営していくのかなと思っております。

○議長（大越勇一君） 4 番佐藤眞一君。

○4 番（佐藤眞一君） 来年度は 300 人程度かなという、しかも、今の環境を改善すればという条件です。この件に関しましては、昨日山崎町長もおっしゃられましたけれども、利根町に限らず外国人というのはすごく増えているのですよ。利根町は 5 年間で 5 倍ですよ、全体でいうと 10 倍だということで、政府としても受入れ基準が甘いのではないかとということで、その辺の見直しをしているわけです。ですから、そういう方向でちょっと変わっていくのではないかなと。

やはり日本語もまともにできない学生を受け入れて、2 年間で日本語を上達するかというと、なかなかそういうわけにはいきません。ある一定レベルの日本語の能力を持っている人間を受け入れて、ちゃんとそれが就職できるようにだとか、ほかの上級の学校に行けるというレベルまで高めないとは駄目だと思います。これは意見になってしまいますけれども。では、次の御質問に入ります。

これもほかの議員の方からも質問がありました留学生の住宅環境の問題です。外国人がシェアハウスのように戸建ての住宅に多数住居しているが、多いところでは 1 軒に十六、七名居住し、学校によって寮として管理しているところと、民間の不動産会社に任せているところがあると。県市町村会の特別委員会がトラブル防止や教育支援など、10分野31項目の要望書を今年 2 月国に提出した。これはちょっと間違いですけども、これは、県に提出して、県から国に提出されるのが 5 月 27 日というふうに新聞報道でありました。

それによると、留学生では、仲介人や不動産業者らがシェアハウスのように、多人数が住む形で空き家を紹介しているケースを問題視していると。これは、多分利根町から出たのかもしれません。建築基準法上との適合性や消防避難上の安全性に問題が生ずる可能性があるとして、大学などによる住宅確保計画の提出を打ち出していると。町は、本件に関し実態を把握しているのでしょうか。また、住宅についての町の考え方について伺います。

○議長（大越勇一君） まち未来創造課長藤波 勝君。

○まち未来創造課長（藤波 勝君） お答えいたします。

町内の戸建て住宅に外国人の留学生が大人数で居住している件につきまして、佐藤議員の御質問にもございましたが、茨城県市町村会に設置されました外国人との共生に向けた合同特別委員会が令和 7 年 12 月 22 日付で、国に対し 10 分野 31 項目の要望書を提出いたしました。その中にございます「仲介人や不動産業者が空き家をシェアハウスのように大人数が居住する形で紹介をしている」「建築基準法上の用途、構造の適合性や消防避難上の安

全性に問題がある」「大学等に対し、住宅確保計画の提出や履行状況の報告を制度化すること」など、大学等による留学生受入れに関する法整備や制度化を求める、これらの要望事項につきましては、利根町から県市町村課に対し要望書へ盛り込んでいただくよう依頼をしたものでございます。ですので、当然町といたしましてもこの事案を把握しておりますし、重要な課題として認識をしているところでございます。

現在本町では、戸建て住宅が実態として寮のように使用されているなど、用途違反が疑われる案件について、都市計画法上の開発許可や、建築確認等の権限を有します茨城県に対しまして、相談、情報共有を行っております。また、留学生を受け入れている大学や日本語学校に対しましても、再三にわたって留学生の住居を確保する際には、事前に町や県へ相談すること、法令等を十分確認した上で適切な住環境を確保することについて、周知を行っているところでございます。

峯山議員の一般質問でも答弁をさせていただきましたが、実際に、以前は市街化調整区域内の一戸建ての住宅に20名近くが居住していたケースもございましたが、県建築指導課から大学側に対しまして、定期的に確認や指導を行っていただいた結果、現在では5名程度にまで減少し、是正傾向が見られております。

一方で、このような問題につきましては、実際に入居が始まった後、近隣住民からの通報や苦情によって町が把握するケースが多く、行政だけで事前に全てを把握することには限界があるのが実情でございます。そのため今後につきましても、町として関係機関へ周知徹底を継続してまいります。根本的な解決のためには、大学側や仲介事業者側において、留学生の住まい選定や生活管理について、より一層責任を持って対応していただくことが何より重要であると考えております。

町といたしましては、引き続き茨城県や関係機関と連携を図りながら、地域住民の安全・安心な生活環境の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（大越勇一君） 4番佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） ここに書いていることの繰り返しになりますけれども、住宅環境が学校によって対応が違っていると。例えば、利根国際学院は寮として買い取って、1部屋に2人ぐらいしか入れないと。多くても6人から8人しか入れないと。それは、もう大学が責任を持って寮として買い上げている。片や日本ウェルネススポーツ大学は、民間の不動産会社に委託しておりますので、その辺ができていない。では今後は、そういう不動産会社を通してでも何でもいいのですけれども、そういう環境、先ほど言ったように設置基準で入管法からのあれがあるように、1部屋に2人か3人程度しかできないとか、その辺の指導というか、ウェルネスに対しての町としての対応というのはどう考えられているのですか。いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員、マイクに触っていますので。

○4番（佐藤眞一君） すみません。

○議長（大越勇一君） まち未来創造課長藤波 勝君。

○まち未来創造課長（藤波 勝君） お答えいたします。

今、佐藤議員がおっしゃったように、利根国際学院の場合は、学校側で寮を借り上げて生活をしているという実態がありまして、日本ウェルネススポーツ大学に関しましては、そのような形ではなく、一戸建ての住宅に仲介業者が仲介して入居をしているというケースがほとんどだと認識しております。理想で言えば、利根国際学院のような形で日本ウェルネススポーツ大学も大学生の受入れをしていただくのが一番よいのかなと思いますけれども、その辺のことも踏まえて、先ほど答弁いたしましたように、大学側には、法令等遵守して留学生の住宅を確保していただくよう、これからも周知は町としても行っていきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 4番佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） 留学生を受け入れている以上は、大学というのはやはり責任を持つべきだと思うのです。ただ入って、知らないよということではなくて、町民の方はびっくりされているのは、ある日突然私のうちの隣もそうなのですけれども、空き家になったら学生が11人ぐらいたって入ってきたとか、それからベッドが10台ぐらいた運び込まれた、あれは何なのかと、誰が入ってくるのか、何人とか聞かれたりするのです。だから、それも状況分かりませんので、普通でしたら、例えば家に転居する場合は、周りの人に挨拶としますよね。だから、入ってくるのであれば、日本ウェルネススポーツ大学で、今度、隣に学生が入ってきますのでよろしくとか、そういうふうに言えば住民の不安もないのですけれども、ある日突然大挙してばって入ってきたりしますと、やはり私でもびっくりします。私も空き家になったひと月以内に11人どかどか入ってきたのです。ただ、問題は起こってないのです。なぜかという、早尾台、羽根野台は、いわゆる留学生との交流会ということをやって、非常に密接な関係はできておりまして、問題は起きておりません。ただ、知らないことによる不安とかやはりそういうものがありますので、それが分かっているれば不安は起こらないと思います。

それから最後になりますけれども、これも私の意見みたいになるのですけれども、どうしても今、多文化共生とは言いながら、ごみ出しの問題であるとか、交通ルールの問題とか、そういうことを言っているわけですが、確かに文化が違うわけです。以前町長もおっしゃったように、いわゆる信号も何もないところでいきなり自転車に乗って、そういうルール分かるわけではないよと。ただし、それは知らせなければいけないと。やはり日本ではこうしないと駄目なのだよと、そういうふうに分かってもらわなければいけないです。

最近でも、この前羽根野の方から、佐藤さん、交通ルールについて青切符というのが今度できたじゃないですか、自転車の。あれは守られているのですかと言われたのです。今

でも2人乗りしたりとか、スマホで自転車乗っているのですけれども、その辺の徹底は、青切符制度が4月1日から導入されたわけのですけれども、その辺はどうなのでしょう。徹底されているのでしょうか。そういう声が今でも住民の間から出ていますけれども。

○議長（大越勇一君） 防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） 外国人住民に関する課題につきましては、生活習慣や言語、交通ルール等の違いに起因する地域課題が指摘されておりまして、地域住民の方々から外国人住民の自転車の利用時における交通ルール等に関する御意見を多々いただいております。

青切符の関係なのですけれども、今年度4月8日に日本ウェルネススポーツ大学におきまして、取手警察署が主体となりまして、茨城県警本部、茨城県、大学及び町が参加しまして、青切符に関するチラシの配布と、通訳を交えて自転車の交通ルールの遵守の呼びかけを行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 4番佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） ちょっと今のは通告外だったのですけれども、ありがとうございます。

私も昼休みに、議会から自宅に帰る途中、留学生が2人乗りしていたので注意して、注意したらもうすぐ下りるのですよ。たちごっこというか、やっているわけです。

これを見ると、一時停止だと5,000円、信号無視6,000円、それから無灯火5,000円とか、こういうのが徹底されていれば罰金かかるのだよと言ったら、彼らはしないようになると思うのです。ということで、それが周知できているかどうかというのをちょっとお聞きしました。

日本ウェルネススポーツ大学でも言うておりましたけれども、ネパール人の方は非常に真面目で勉強に取り組む姿勢も多いし、犯罪もないと。取手警察署で過去数年の間に1件も起こっていないということなので、ただ、そういう不安みたいなものがあるので、そういうことを言うていただければ、いい子たちばかりなのでいいと思うのです。

私の意見ばかり申し上げて申し訳ないのですけれども、ただ、日本のルールを守れとか、そういうことではなくて、相手のよさも知るといのは、お互いの多文化共生なのです。ただ、若い学生がいっぱい来ているわけですから、やはりそういう方のいい面というものを見ていって、お互いをよく知り合ってコミュニケーションを取れば、地域社会の一員として一緒にやっていけるのではないかと、それが本当の多文化共生ではないかと私は考えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君の質問が終わりました。

次は、私が一般質問を行うため、議長席を副議長と交代いたします。副議長、よろしく

お願いいたします。

暫時休憩します。再開を14時40分とします。

午後 2 時 2 6 分休憩

午後 2 時 4 0 分開議

○副議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、議長に代わりまして、副議長の私が議長の職務を行います。

8 番通告，11 番大越勇一議員。

〔11 番大越勇一君登壇〕

○ 1 1 番（大越勇一君） 皆様，改めましてこんにちは。8 番通告，11 番大越勇一でございます。

通告に従いまして，一般質問を行います。

今回は，選挙公約についてと，パワーハラスメントについての 2 項目をお聞きいたします。

質問事項 1，選挙公約についてお伺いいたします。

選挙公約とは，単なる選挙期間中のスローガンではありません。住民に対する政治的契約であり，行政運営の根幹をなす約束であります。町民の皆様は，その公約を信じて 1 票を託しました。したがって，公約の達成状況を議会が検証することは，議会の重要な責務であると考えます。

そこで，選挙公約について質問をしてみたいです。

御自身の選挙公約を町民との約束であるという認識を持っているのか，伺います。

以降の質問につきましては自席で行います。

○副議長（船川京子君） 大越勇一議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎町長。

〔町長山崎誠一郎君登壇〕

○町長（山崎誠一郎君） それでは，大越議員の御質問にお答えいたします。

選挙公約は，私と町民の皆様の間のお約束でございますと認識しております。これをやり遂げるのが私の責務であると考えております。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○ 1 1 番（大越勇一君） 今の答弁で，約束であると聞きましたので安心いたしました。

それでは，公約全体について，着手中のもの，未着手中のものを具体的に示してください。

○副議長（船川京子君） 山崎町長。

○町長（山崎誠一郎君） 公約の内容によっては，進捗状況は異なりますが，先ほど井原議員の質問にお答えしたように，一応公約全般に着手はしております。できたもの，できないものはありますが，着手はどうだったのかというものにつきましては，全部着手して

いるつもりでございます。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○１１番（大越勇一君） それでは次に、公約の進捗管理はどのような方法で行っているのか。例えば数値目標、工程表、期限限定など具体的に示してください。

○副議長（船川京子君） 山崎町長。

○町長（山崎誠一郎君） 具体的にと申しましたが、議員の皆さんも公約で当選してきております。これをやる、あれをやる、これをやると。そして、それで４年間議会を務めていると思うのです。私も同じことです。４年間でやり遂げるものはこれだと（発言する者あり）ということによって……。

○副議長（船川京子君） 私語は慎んでください。

○町長（山崎誠一郎君） 数値目標などは、さっきも言いましたがございません。しかし、私の任期中４年間、付託を受けたのは４年間、皆さんにお約束した期間も４年間です。それについて、完遂するように進めているところでございます。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○１１番（大越勇一君） 今の答弁で、数値目標、工程表、期限限定などないという認識でよろしいのでしょうか。

○副議長（船川京子君） 山崎町長。

○町長（山崎誠一郎君） いろいろありますので、ないとは言っておりません。ただし、４年間の間には、数値目標を今掲げて、まだ考えたりいろいろはしていますが、まだゴーサインも何も出してないのも一つ、二つはあります。考えているだけだから着手してないのかと、そういうわけではないのです。なので、淡々と今いろいろ知恵を出して、私プラス行政、そして企業誘致等々の関係する皆さんにお願いしてやり遂げていることと、だからそういうレッテル貼りというか、そういうことはしていただくと非常に困るので、今着々と前に進めるように、できるようにするために考えているというところでございます。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○１１番（大越勇一君） それでは、選挙期間中に実現する、重点的に進めると説明していた施策があります。しかし、現状を見る限り具体的な成果が見えません。これは、事実上公約が停滞しているという認識でよろしいのか、伺います。

○副議長（船川京子君） 山崎町長。

○町長（山崎誠一郎君） 反問いたします。私のどの部分ができていないのか、ちょっと具体的におっしゃっていただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

○副議長（船川京子君） 私語は慎んでください。今、進行しますので。

山崎町長に申し上げます。

一般質問の冒頭に申し上げたとおり、反問する際は、議長の許可を得てください。

改めて、反問内容についてお願いします。

○町長（山崎誠一郎君） 今、私が進んでいないとかとおっしゃったので、それは、具体的にどの部分だと。私は先ほどから一応全部着手はしているつもりでいるとお答えをしております。しかしながら、やっていませんねというふうに言われたら、どの部分なのかということ、反問を今挙手をしたわけでございます。

○副議長（船川京子君） 反問を許可いたします。

大越議員。

○11番（大越勇一君） 選挙期間中は、サケ・マスの養殖で300人を雇用すると話されていましたが、今は、消防署跡地に坂東太郎グループが出店するとか、農地の一部を用途変更して企業を誘致するとか、文化センターの駐車場に店舗をつくるとか、そのような話をよく聞きますが、サケ・マスの養殖で300人を雇用する話はどうなったのか、伺います。

○副議長（船川京子君） 山崎町長。

○町長（山崎誠一郎君） 今のが反問なのですね。サーモンの……（発言する者あり）ちょっと議長止めてください、うるさいので。

○副議長（船川京子君） 静粛に願います。

○町長（山崎誠一郎君） 300人を雇用するとかというのは、皆さん、選挙民は誰でも自分のこうしたいというものを出して選挙を戦っているはずなのです。議員もそうだと思うのです。議員になったらこういうことやりたい、こういうことやってみたい、私も議員のときもそうやってやってきました。そして町長になったら、今まで利根町がやっていなかった企業誘致をやってみたくて、企業誘致をやるにはと、ちょうどそのときに、サーモンのほうで、ぜひ利根町でやりたいという話があったのでぜひお願いしたいと、そういうことで、私は自分の公約に載せたつもりでございまして。それをまだ10か月の段階で進んでいないのではないかと、それを言われても非常に困ります。利根町の歴史の中で最大の公約違反とよく言われているのは、名前は言いませんが、2年間で龍ヶ崎市と合併できなかったらやめるということに対して、何の言い訳も何にもできなかったのに4年間やったと、これをよく町なかで言われます。（発言する者あり）いやいや公約の話ですから、公約の話です。公約の話なのでそういうことがあったのですよ。だけれども、私はこの公約を4年間でやり遂げたいと。やり遂げたいと言っているのに、今まさに10か月、11か月の段階で300人雇用すると言ったのに何もやっていないではないかと言われるだけは、ちょっと私は理解に苦しむというところでございまして。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） 私、最初に冒頭で、御自身の選挙公約を町民との約束であるかという認識は持っていますかと聞きました。そうしたら持っていると言ったのです。

これは、選挙期間中のときの、これチラシ持ってきましたよ。「第3ビジョン、企業誘致と雇用創出。現在、一部上場企業から要請を受け、利根町内に魚の養殖工場及び加工場

の誘致を進めています」これは約束ではないのですか。どこまで進んでいるのか具体的に示してくださいよ。

○副議長（船川京子君） 山崎町長。

○町長（山崎誠一郎君） その前に、ちょっと冷静になっていただきたいのですが、大越議長が一般質問されました、3月と今回です。私もいろいろ聞いてみました。そうすると、答えはやってもいいでしょうと。しかしながら、まず公平なこと、公平な一般質問だったら許される範囲だと思いますよという答えが返ってきたのですよ。それで、利根町の過去の歴史を見たときに、私が知っている限り、今お座りになっている議長、船川副議長が一般質問されたことがあります。その内容はコロナに対してだったのです。コロナに対しての町の行く末というか、町はどういうことを考えているのかと一般質問された。まさに中身が公平なのですね。しかし、今ここでやり取りしている大越議長の質問は、私は公平には程遠いと思うのですよ。私のことを一方的に攻め込んでいると。これが議長が一般質問をしていいのか、悪いのか。これは議員の人にも考えてもらいたいと思っているのです。公平な議長が、公平な質問をすればいいのですよ。そうしたら私も正確に答えます。しかし、今のやり取りだけ見ても、私に対する攻撃だと。これが公平な議長が一般質問をする中身なのかどうかということをまず問いたいのが一つ。

先ほど私が反問したら、300人と言ったのにどうなっているのだと。そういう質問だから、私は今進めていますよと。ただ、4年の期間のうちには何とかしたいと思っていると。そうしたらまた今のように私は最初に何とかと言われても、私は同じ答えを返すだけでございます。

以上です。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） 私の一般質問については、議会運営委員会でも承認されております。それで一般質問をしております。そして、私は先ほど就任して10か月足らずとおっしゃっていますけれども、その10か月足らずの間に、このサケ・マスの養殖について、それではどの程度の話し合いをして、どの程度進んでいるのか、伺います。

○副議長（船川京子君） 山崎町長。

○町長（山崎誠一郎君） お答えいたします。

進んでいるのを数字で言ったら何%かということと言ったら、10%、20%かもしれません。しかし、50%には行っていないことは事実です。しかしながら、今サケ・マス以外にも、なぜかと言ったら、あそこはハザードマップで引っかかっているのです。そこで、業者がちょっと抵抗感があるということで、それを国土交通省のデータを持って、あそこがハザードマップになっているけれども、決壊するか、しないか、そういったことも含めて検討をしているところですので、数字で80%か70%か60%か90%言っているけれども、いきなり駄目だと、なくなっちゃう場合もあるのですよ。そこを4年間でどうにかやり遂げ

たいと、それが私は町民の皆さんとの約束だと思っていますから。すぐにやってやりますと言っていることは一つも書いていないのですよ。書いていないのです。だから、任期は4年なのです。議員も4年なのです。首長も4年なのです。その4年の間にやり遂げられればいいなと。もしやり遂げられなかったら、それは、これこれこういう理由で、やり遂げできなかったと言って、そのときは、私は次の選挙で審判を仰ぎたいと、それだけでございます。

以上です。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） 町民の皆様は、サケ・マスの養殖で300人の雇用を楽しみにしています。私のところにも、サケ・マスの養殖がいつできるのかという問合せが多く届いております。

そこで、伺います。

公約実現に向けた予算措置が不十分ではありませんか。本気で実現する意思があるのであれば、なぜ当初予算に企業誘致の予算を計上されなかったのか、お伺いいたします。

○副議長（船川京子君） 山崎町長。

○町長（山崎誠一郎君） 企業誘致、サケ・マスに関しましては、ある程度煮詰まったゴーサインが出ていなかったもので、まだどのぐらいの数字になるかというのは、大ざっぱな数字はどのぐらいかかるだろうという数字だったら出せたのですが、それではあまりにも予算を出すのはちょっと無責任かなという思いで、ただし、あのときも質問があったので、私は、そのときになったら町民の皆さんというか議会の皆さんには、臨時議会でも、次の議会でも提出をさせていただきたいと、そのように私は、皆さんの前で申し述べたと記憶しております。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） 先ほどの答弁で、消防署跡地に坂東太郎グループが出店するかもしれないとか、いろいろなことを答弁されていました。その誘致が急に突然決められたときに、臨時議会を開いて補正で計上して、それで雇用契約を結んでいく、それではちょっと遅過ぎるのではないですか。その点についてはどうお考えですか。

○副議長（船川京子君） 山崎町長。

○町長（山崎誠一郎君） 先ほどからも言っていますけれども、私の任期は4年なのです。例えば来月いきなり来て、出てきたら遅いという、私ちょっと理解に苦しむのです。4年の間に、4年の間にやれるかどうか。皆さん、そうですよね、任期があるのだから。それが任期ですから。なので私は、すぐやるともどこにも書いていないのですよ。やりたいとは書きましたよ。すぐとは書いていないのですよ。なので、いろいろ検討して、損がないように、いろいろなところにアクションをかけて、そして、今までの利根町にはなかったことをぜひ進めていきたいという思いで、今取り組んでいるところでございますので、い

つだとか、すぐ来たら、予算ができたならそんなのできるわけではないのではないかと、それを言われても私非常に困るので、それはございません。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） 私が聞いているのは、企業誘致の話が……いいですよ、1か月後に、もしぽっと突発的に出た場合、当初予算に予算が計上されていないのですから、そのときにどうやって対応するのですか。それを聞いているのですよ。

○副議長（船川京子君） 山崎町長。

○町長（山崎誠一郎君） 1か月後にぽこっと出てきたと言いますけれども、私は、そのときだったら定例議会まで待ちますよ。そんな急に出てきたから急にやらなければいけないと、まだ予算も通っていないからちょっとお待ちくださいと。それが交渉だと思っているのですよ。だから、いきなり出てきたら、そんなのできるわけないだろうと言われても、もう本当に困ってしまって、そんなばたばたして失敗したら責任取るのは私ですから。そういうことを、そのときはちゃんとしっかり考えてやりたいと思っております。公約に対して、公約ですから、皆さんと公約したのは、私が町民の皆さんと負託、提案して、それを認めてもらって、私は当選したつもりでいますから。

〔発言する者あり〕

○副議長（船川京子君） 質問者と答弁者以外の方の発言は控えてください。よろしいですか。

井原議員に申し上げます。質問者と答弁者以外の方の発言は控えてください。まず第1回の注意をさせていただきました。

それでは、発言を続けてください。

○町長（山崎誠一郎君） 何度も言っていますけれども、まだ10か月なのです。今までの、公約に出して当選された方いっぱいいると思いますけれども、その方にまだ10か月の間にできているのか、できていないのか、どうなっているのかと、そういう質問を私も聞いたことがなかったので、私は4年間の間に、任期は4年間だと思っていますので、その間に結論を出していきたいと。そして、途中のものもあるし、できたものもあるし、それは次の選挙で私に審判を仰いでもらいたいと思います。

以上です。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） 先ほど私のところに、サケ・マスの養殖がいつできるのか、問合せが殺到しているとお知らせしましたが、その町民の方々の認識は、選挙期間中は、私が当選したらサケ・マスの養殖で300人の雇用ができます、そういう話をしていると皆さん認識して、私のところに問合せが来ているのです。そういうことなのですね。

それでは、6番、選挙時には積極的に説明していたにもかかわらず、就任後説明頻度が著しく減っているように感じます。町民の皆様に対する説明責任をどのように果たしてい

るのか、どう考えているのか、伺います。

○副議長（船川京子君） 山崎町長。

○町長（山崎誠一郎君） お答えいたします。

私としましては、積極的な説明の姿勢は崩しておりません。いろいろ質問されます。同じように、サケ・マスいつ頃できるのですか、サケ・マスどんな感じですかと質問されるので、そのたびに私は、一生懸命今こういう努力をしています、ただこういう問題がありますということでお答えしているところなのです。説明頻度が減っているなんていうのは、その人がどういう根拠で、どういう理由でそのようなこと言っているのか、ちょっと私には理解できませんが、私としては、御質問してくれた方には、町民の皆さんの御要望があったとき、当然のこと、町民の皆さんとイベントなどで一緒になったときも、逆に積極的に私から話をしているつもりでいます。などで、頻度があるとかないとか、まさにその根拠を示してもらいたいのですけれども、それは言わないで、そのようなことは、私は決してしていないということをお答えいたします。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） 私も何度か町のいろいろな行事、例えば商工会の青年部の総会や、利根町の区長会の総会などに一緒に出席をさせていただいております。そのときにも、大体消防署の跡地の誘致とか、農地の一部を位置指定して企業誘致するとか、文化センターの駐車場に店舗をつくるとか、そのような話だけで、あとは町政報告ですか、サケ・マスの話を一度も聞いたときがないのですよ。その点はどうなのですか。

○副議長（船川京子君） 山崎町長。

○町長（山崎誠一郎君） 公平とは程遠い質問だと思っているのですが、サケ・マスもお話できるときはしますよ。ただ、今停滞しているので、双方で考えて結論が出ていないものに対しては、発表できないのは当たり前ではないですか。なので、そのときは、今こういう動きがあるんですよ、こういうことを考えているのですよと、それは当然言いますよ、私も皆さんの前ですから。けれども、そのときに何でサケ・マスがないから、サーモンが発言がなくなっているじゃないかと。それは、業者との話で煮詰まってこなかったらそのところでは言いませんよ。そうしたら、今煮詰まっていませんからと言うしかないのですから。

以上です。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） 私は、4番目の質問で、公約が停滞しているという認識でよろしいのですかと問いかけました。そうしたら答えが返ってきましたよね。そのときに停滞していると……（発言する者あり）だって、今停滞していると言ったじゃないですか。（発言する者あり）今の発言で停滞していると言ったじゃないですか。

○副議長（船川京子君） 町長。

今、大越議員の質問、今の発言で終わりですか。

○11番（大越勇一君） ですから、その4番目の質問のときに、なぜ公約が停滞しているかという認識でよろしいのですかと言ったら、違ったような答えをしました。そして、今の私の質問に対して、今はっきりと停滞していると、そういうふうに発言をされましたので、その点についてお伺いいたします。

○副議長（船川京子君） 山崎町長。

○町長（山崎誠一郎君） お答えします。

公約に対しては停滞していますかと言ったら、停滞していませんよと。ただし、項目があるのですよ。その中のほかのところ、例えば消防署の跡地などは公約には載っていなかったのですから、私。だけれどもそれが持ってきたと。文化センターの駐車場も何とかしたいねということに言ったら、いろいろ話が出てくるわけですよ。そちらのほうは、こちらのほうはちょっと休憩だと。でも、こちらのほうがあるのだよと。この休憩のところをスポットを当てて停滞だと言われても、そんなつもりは全くありません。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） 先ほども示しましたが、この選挙のときのチラシ、ビジョン3にははっきり書いてありますね。「現在、一部上場企業から要請を受け、利根町内に魚の養殖工場及び加工場の誘致を進めています。この誘致が決定の際には大きな雇用創出が生まれ、町内の活性化につながるものと確信しております。」3月議会のときにも、このチラシで選挙を戦ってきたのだと、そういうふうなお言葉をいただいております。

答えていただけるのですか。どうぞ。

○副議長（船川京子君） 発言が終わって挙手をお願いします。

大越議員、質問はきちんと最後まで御発言いただけますか。終わったのですか。

○11番（大越勇一君） いや、もう私の質問分かっているのかと思って。だから、このチラシについて、先ほども町民の皆様との約束、責任説明全て聞いていますよ。だんだん答弁がぶれてきているのですね。ぶれていないというなら、そのぶれていない、もう一度答弁をお願いしたいと思いますよ。私にはぶれて聞こえます。

〔発言する者あり〕

○町長（山崎誠一郎君） 2回目、注意出して。だって、ルールを守ってくれないのだから。

○副議長（船川京子君） 町長、答弁をお願いします。

○町長（山崎誠一郎君） よく読んでくださいね。ここに、一部上場企業から要請を受けて、要請を受けたのですよ、土地ありますかと。利根町内に魚の養殖工場及び加工場の誘致を進めています、なのですよ。進めているのですよ。今ストップしていますけれども、ストップというか今は向こうでも考えて、こっちも考えているのですよ。これで約束違反なのですか。これからやるのですよ。私には、この理解力というか、その誘致が決定の際

には、大きな雇用が生まれますよ、町内の活性化につながるものと確信しておりますと。だからそれを4年間の間にやろうとしているわけですよ。その何が約束違反なのか、私には全く理解できないです。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） それでは、7番目に移ります。

特に、問題とを感じるのは検証の仕組みが見えないことです。公約を掲げるだけ掲げ、検証もしないのであれば、それは、選挙時だけの耳触りのよい言葉になりかねません。この点について、どのように受け止めているのか、伺います。

○副議長（船川京子君） 山崎町長。

○町長（山崎誠一郎君） 既に御存じのことと思いますが、総合振興計画に記載している事業に関しましては、行政評価システムにより毎年評価を行っております。今年度におきましては、利根町総合振興計画審議会に諮問して、御意見をいただく方向で現在調整しております。予算や方向性がある程度決まった時点では予算に計上します。そして、主な取組の変更を行って評価をいただきたいと考えています。

選挙公約につきましては、最終的には、私の任期満了時点で町民の皆様を検証いただき、もし、私が次の選挙に出る場合には、信を問いたいと考えております。ごくごく当たり前の当然のことを、私はここに申し述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） 選挙公約とは当選するための言葉ではなく、当選後に実行されるべき責任であります。町民の皆様は、公約の実現を期待して1票を投じました。議会としても、その進捗と結果を厳しく検証していくことを申し添えまして、次の質問に移ります。

質問事項2、パワーハラスメントについて質問してまいります。

職場におけるパワーハラスメントへの対応についてお聞きいたします。パワーハラスメントは、単なる個人間のトラブルではありません。それは組織の統治能力、すなわちガバナンスの問題であります。職員が安心して働けない職場において、住民サービスの質が維持できるはずがありません。また、パワーハラスメントを見過ごす組織は、人材を失い、組織そのものの信頼を損ないます。

私は、ここで明確に申し上げます。

パワーハラスメントは、見逃した時点で組織ぐるみの問題であると同時に、犯罪であります。現在、民間企業のみならず地方自治体においても、パワーハラスメント防止は法的義務となっております。相談体制の整備、迅速な対応、再発防止措置は、使用者として当然果たすべき責任であります。

そこでまず、本町における基本的認識について認識について伺います。首長は、パワー

ハラスメントの定義についてどのように認識しているのか、伺います。

○副議長（船川京子君） 山崎町長。

○町長（山崎誠一郎君） パワーハラスメントの定義としましては、令和２年１月に厚生労働大臣が定めた事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して、雇用管理上講ずべき措置等についての指針にあるように、優越的な関係を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動により労働者の就業環境が害されるものであり、これらの要素を全て満たすものがパワーハラスメントであると認識しております。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○１１番（大越勇一君） それでは、首長は、指導とパワハラの違いをどのように整理しているのか伺います。

○副議長（船川京子君） 山崎町長。

○町長（山崎誠一郎君） 申し上げます。適切な指導とは、相手の成長を促す、業務の質を向上させるという明確な目的があり、人格や能力そのものでなく具体的な行動や結果に焦点を当てるものに対して、パワハラは、感情的な発散や相手を辱めるなど、精神的な苦痛を与えることが目的であり、人格を否定するなど、業務上明らかに必要でない言動や業務の目的を大きく逸脱した言動のことを整理しております。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○１１番（大越勇一君） 私も今答弁いただいたそのとおりだと思います。

そこで、一般的に机をたたいて恫喝するのは指導なのか、それともパラパワハラなのか。首長の見解をお聞きいたします。

もう一度言いますか。

○副議長（船川京子君） 山崎町長。

○町長（山崎誠一郎君） 言動、最近、この間庁議で３日の日に言ったばかりなのですが、上りが部下という形だったので、最近では、部下から上りが国中で問題になっております。それと、非正規社員が正社員、そして後輩が先輩と、昔と考え方は変わっていて、今までは上りが我慢する部分があったのです。ところが最近では、それが公という問題になってきて、そういったこともあるので、しっかりと今までの感覚というか、それもずれてきていると認識が今いろいろ広まっております。そういったことがないように、しっかりと注意をして、住民の皆さんに対しての暴言、これなどもあって、逆に住民の人から職員に対する暴言もあると。そういったところをしっかりと見て、今回ハラスメントの条例を出したつもりでおりますので、いろいろな部分がありますから、その辺を……方針は、ハラスメントのないところを町長としてしっかりと見ていくというところでございます。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○１１番（大越勇一君） 私は、机をたたいて恫喝するのは指導なのか、それともパワハラ

ラなのかと聞いております。

○副議長（船川京子君） 山崎町長。

○町長（山崎誠一郎君） その机のたたき方，どんどんどんと言ったらパワハラかもしれません。分かっているのかと言ったらパワハラか，注意か，指導か，その辺は微妙なところだと思います。ただし，こちらの気持ちが伝わって，どんどんどんとやっても，相手が町長から指導を受けたんだということがあったら，それはパワハラにもならないかもしれないです。とにかく相手がどう思うかで決まると思うのですが，机をたたいたからパワハラだとか，それは強くたたいたらパワハラだと普通は見られますよね。ところが，複雑化してそれだけで解決される問題でも今なくなってきているのです。なので私は，たたくことがパワハラと言ったら，強くたたいたらパワハラになるのかなと感じております。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） それでは，現状の把握について，問題の本質は起きているのかではなく，把握しているかどうかであります。

令和6年度，令和7年度，令和8年度におけるパワーハラスメントに関する相談件数は何件か。そのうち調査を実施した件数，事実認定に至った件数はそれぞれ何件なのか，伺います。

○副議長（船川京子君） 松本総務課長。

○総務課長（松本浩睦君） それではお答えさせていただきます。

令和6年度の相談件数はゼロ件，令和7年度は1件の相談があり，そちらにつきましては，調査を行い，事実確認はしております。令和8年度は，現時点では相談はございません。

以上です。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） 今，令和6年度はゼロ件，令和7年度は1件，令和8年度は今のところゼロ件という答弁を受けました。

令和7年度に1件の相談があり，調査を行い事実確認をしたと答弁がありましたが，その事件とは，令和8年2月25日午後3時頃，町長公室で一般質問のヒアリング中に発生した事件なのか，それとも別の事件なのか。お伺いいたします。

○副議長（船川京子君） 松本総務課長。

○総務課長（松本浩睦君） その詳しい内容については，ここで答弁は控えさせていただきます。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） パワハラの結果として，懲罰処分または指導措置が取られた件数は何件か。具体的にどのような対応がなされたのか，概要をお示してください。

○副議長（船川京子君） 松本総務課長。

○総務課長（松本浩睦君） 令和7年度に1件、行為者に対して、再発防止措置を講じました。具体的な措置につきましては、利根町職員のハラスメント防止に関する規程第6条のプライバシーの保護等として、「相談員その他ハラスメントに起因する問題に携わる職員は、その職務において知り得た個人のプライバシーその他の秘密を厳守し、他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする」と規定されておりますので、回答は差し控えさせていただきます。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） それでは、5番目の質問です。

相談窓口の体制について、匿名での相談は可能か。また、相談後の対応フォローはどのようなになっているのか、伺います。

○副議長（船川京子君） 松本総務課長。

○総務課長（松本浩睦君） お答えさせていただきます。

相談窓口の体制でございますが、ハラスメント相談窓口を総務課に設置しております。匿名での通報は可能ですけれども、匿名での相談はできません。また、相談後の対応フォローでございますが、ハラスメントに関する相談を受けた際は、原則相談者及び行為者の双方から内容や状況の聴取を行い、総務課長へ報告を行います。

次に、必要に応じ関係者へ事実関係の確認を行います。収集した情報を基に、総務課長は町長に報告し、町長は、事案の内容を状況から判断して、必要と認めるときは、利根町職員考査委員会に調査及び審議を依頼するものとしております。

以上です。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） それでは、この令和7年度の1件の事件に対しても、これは、町長に報告してあるということによろしいのでしょうか。

○副議長（船川京子君） 松本総務課長。

○総務課長（松本浩睦君） そのとおりでございます。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） パワハラのもっと深刻な問題は、上司が加害者である場合に、被害者が声を上げられない構造があります。上司が加害者である場合、どのようにして公平性・中立性を担保しているのか、第三者的な関与はあるのか、明確にお答えください。

○副議長（船川京子君） 松本総務課長。

○総務課長（松本浩睦君） お答えさせていただきます。

上司が加害者である場合の公平性・中立性の担保ですが、事案に係る事実確認を迅速かつ正確に行うため、まず調査は複数人体制で行います。また、相談者と行為者との間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の確認が十分にできないと認められる場合は、第三者から事実関係を聴取します。

調査の結果、事実関係が困難な場合などにおいては、状況に応じて第三者機関に関与を求める場合もございます。

以上です。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） これは、顧問弁護士に相談する件もあるかと思われるのですが、そのときに顧問弁護士から指導を受けると思うのですよ。その指導はどのように反映されているのか、伺います。

○副議長（船川京子君） 松本総務課長。

○総務課長（松本浩睦君） お答えさせていただきます。

場合によっては、やはり町の顧問弁護士に相談する場合もあるかとございますが、その際には、そちらの指導も考慮して反映させたいと思います。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） 実際の現場では、指導の名を借りた人格否定や威圧的言動が問題となるケースが多く見受けられます。

本町において、威圧的言動、人格否定、過度な叱責といった行為について、どのような認識を持っているのか。また、それらをパワーハラと判断する基準は明確に定められているのか、伺います。

○副議長（船川京子君） 松本総務課長。

○総務課長（松本浩睦君） お答えさせていただきます。

威圧的言動、人格否定、過度な叱責といった行為についてですが、パワーハラスメントに該当する可能性が極めて高いものであると認識しております。

利根町職員のハラスメント防止に関する規程第2条第4号においてパワーハラスメントとは「職場において行われる優越的な関係を背景にした言動であって、業務の適正な範囲を超えたものにより、他の職員の就業環境が害されることをいう。」と定義しておりますので、これらの三つの要素を全て満たすかどうかで判断することとなります。

以上です。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） それでは、被害者保護について、相談に行った職員がその後に不利益な取扱いを受けた事例はないのか。また、それを防ぐための具体的措置は講じられているのか、伺います。

○副議長（船川京子君） 松本総務課長。

○総務課長（松本浩睦君） お答えさせていただきます。

今日まで相談者が不利益な取扱いを受けた事例はないと認識しております。

不利益の取扱いの防止措置でございますが、利根町職員のハラスメント防止に関する規程の第7条において、不利益取扱いの禁止について規定されておりますので、相談者や調

査協力者の不利益取扱いには禁止されております。

以上です。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） もう一度お聞きしますが、本当に不利益な取扱いの事例はないのでしょうか。

○副議長（船川京子君） 松本総務課長。

○総務課長（松本浩睦君） お答えさせていただきます。

今日まで相談者が不利益な取扱いを受けた事例はないと認識しております。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） それでは再発防止について、どのような措置が取られているのか、伺います。

○副議長（船川京子君） 松本総務課長。

○総務課長（松本浩睦君） 再発防止の措置でございますが、行為者への指導の徹底はもとより、職員への職場におけるハラスメントに関する意識を啓発するため、茨城県自治研修所及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が主催するハラスメントに関する内容を含む階層別研修を職員に受講していただいております。そして、パワーハラスメントに限らず、ハラスメントが生じた事実が確認できた場合には、ハラスメントの事案が発生し、適正に措置を講じた旨、職員へ周知し、注意喚起を行っております。

以上です。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） パワーハラスメントを根絶するために、首長としてどのような覚悟を持って臨むのか、伺います。

○副議長（船川京子君） 山崎町長。

○町長（山崎誠一郎君） パワーハラスメントを根絶するためには、一人一人が自分には関係ないと思えないことが重要だと思っております。立場や年齢に関係なく、相手の人格を尊重し、安心して意見を言える環境を築かなければならないと思っております。

安心して働ける職場は、一人一人の信頼関係によって成り立っています。全員で行動し、ハラスメントのない職場をつくってまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（船川京子君） 大越議員。

○11番（大越勇一君） パワーハラスメントは、1人の職員の問題ではありません。職員が萎縮する現場では、自由な意見は失われ、組織の活力は失われます。そして、そのしわ寄せは、最終的に住民サービスの低下となって表れます。今問われているのは、制度があるかどうかではありません。問題が起きたときに、それを直視し、正す覚悟があるのかどうかであります。

町執行部の皆様には、職員が安心して働ける職場環境の実現に向け、強いリーダーシップを発揮されることを求めまして、質問を終わります。

○副議長（船川京子君） 大越勇一議員の質問が終わりました。

ここで、議長の職を交代いたします。

暫時休憩とします。再開を午後３時４５分とします。

午後３時２７分休憩

午後３時４５分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

職員から議長に提出されたハラスメント調査要請書について、井原正光君から緊急質問の申出があります。

井原正光君の緊急質問の件を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

井原正光君の職員から議長に提出されたハラスメント調査要請書についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第１として発言を許すことに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大越勇一君） 起立多数です。よって、井原正光君の職員から議長に提出されたハラスメント調査要請書の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第１として発言を許すことは可決されました。

○議長（大越勇一君） 追加日程第１，緊急質問を行います。

井原正光君の発言を許します。

８番井原正光君。

〔８番井原正光君登壇〕

○８番（井原正光君） ８番井原正光でございます。

緊急質問を行います。

議長宛てに出されました申込書兼調査要請書について緊急質問を行います。

緊急性があると思いましたので、議長の許可を得たのはもちろんのこと、全議員にも同意をいただいた上での緊急質問であります。

６月２日の議会初日の日に、本会議が終わってから全員協議会が開かれました。議長から資料が配付されました。それを見ると、令和８年５月１３日付、議会議長大越勇一様となっております。申入書兼要請書で、文面には「利根町長から受けた恫喝ハラスメントについて、別紙の内容にて、町側へ申告しております。しかし、その後の対応は被害の解決ではなく、被害の隠蔽と助長につながる重大なものであるため、下記のとおり申し入れます。」とあります。

これを見て、大変なことが起こっているのだなというふうに思いました。議会や自治体は、直ちに法的義務として対応を迫られるからであります。申入れ書には、申入れの趣旨、事実の概要、問題点、確認を求める事項、要請事項に分けて細かく述べられております。役場庁内でパワーハラスメントが起きていたことに大変驚きました。と同時に、3か月もの間、なぜ中立な調査チームを立ち上げなかったのか。そして、適切な措置、対応を取らなかったのか残念でなりません。

利根町では、過去にカスタマーハラスメントが起きたことから、その取組は職員を守るとともに、職員の適正な勤務環境を確保するとの考えに基づき、利根町職員カスタマーハラスメント対策基本方針が策定され、対応マニュアルがあります。ハラスメントの種類もいろいろありますが、どれも行為類型は似ております。

今回の議長宛ての申入書兼調査要請書には、もう一枚添付されていた資料がありました。それは総務課長宛てで、脅迫行為を伴うパワーハラスメント被害報告書でありました。そこには、発生日時と発生状況が生々しく書いてあります。

事の起こりは、令和8年第1回定例会の一般質問の町長ヒアリングのときに、町長が激昂して、「おまえのことを訴えてやる。職員を訴えるなんて前代未聞だ」と机をたたき恫喝したと書かれていました。恫喝を受けたほうは、刑事、民事問わず訴えられるような発言はしていないと、強く精神的苦痛を受けたと述べています。

今、自治体トップによるハラスメントが相次いで社会問題になっています。横浜市市長の職員への言動、また、兵庫県の斎藤元彦知事による職員への威圧的な叱責など、内部告発と第三者調査によって白日の下にさらされました。さらに、福井県の杉本達治知事のセクハラメール、沖縄県南城市市長のセクハラなどがあります。しかしまさか、この我が利根町で起こっていたとは思ってもいませんでした。

誰もが住んでいる町を独裁的でない、話し合いが保たれる、平和な何事もない町であることと思っています。また、みんながそのように願っています。

町長自らが汚点を残すこの不始末。昨年、町長に就任したばかりの新町長でありますけれども、やる気がはやっつての勇み足とも思えません。起こるべくして起こったという感じがあります。我々議員も議会活動を通じて、元気のある住みたくなるまちづくりに誠意努力してきたと自負してきましたが、誠に残念でなりません。

そこで、町長にお聞きします。

パワーハラスメントをどのように認識、考えているか、見解を求めます。

次に、同席していた方にお聞きします。

内部において、事実在即し、どのような対応をしたのか、伺います。中立的な調査チームを立ち上げようと思わなかったのはなぜなのか、伺います。

最後に、今後の対応についてお聞きします。

以上、四つについて答弁を求めます。

○議長（大越勇一君） 井原正光君の緊急質問に対する答弁を求めます。

町長山崎誠一郎君。

〔町長山崎誠一郎君登壇〕

○町長（山崎誠一郎君） 山崎でございます。

緊急質問ということで、普通緊急というと、死亡事故とか事故とかそういったものかなと思ったのですが、この案件についても緊急ということで、認識を今改めて持ったところでございます。

大越議長の先ほどの質問にもお答えしましたが、パワーハラスメントの定義としましては、令和2年1月に厚生労働大臣が定めた事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して、雇用管理上講ずべき措置等についての指針にあるように、優越的な関係を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動により労働者の就業環境が害されるものであると。それと、これらの要素を全て満たすものがパワーハラスメントであるという認識をしております。

そして、後ほど1番から4番までの問いには答えますが、まずその前に、今、井原議員が申し述べたことに関してのここに書いてあるものについて、私の考えを申し述べさせていただきたいと思います。

まず初めに、私、去年の7月24日に当選しまして町長になりましたが、パワハラというものは一切一度も行っていないと、私は自分で自信を持って申し述べさせていただきたいと思います。

ここにありましたように、大体分かるのですが、ただ1点、1回だけ私が業務の予算の関係で、業務を質問していました。ここに名前を伏せますが、その人には、何度も同じ質問を7月24日から毎日毎日、私のところに報告に来てくれと、どういう動きかも常に教えてくれというオーダーをしましたが、一日たりともありませんでした。それ以外にもいろいろな質問をして、ふるさと納税のことを自主財源をないので、これを起こったときのことをよく覚えています。ほかにも人数はいました。

ふるさと納税を集めて自主財源を少しでも確保したいのだということを言って、商工会、観光協会、あと何かでみんなでやって、自主財源を増やしていこうではないかと。ふるさと納税を増やしていこうではないかというところを話をして、みんなで縦割りではなくて、一緒にやっていこうよと言ったら、それは何々課の範疇だという発言をされたので、いや、そうではなくて、みんなでやっていこうではないかと。そうしないと、今までだってお金がふるさと納税集まらないのだからという話をしていましたところ、逆に、私に対して訴えてやると大きな声で言ったので、いや、訴えたいのは俺のほうだと、私もちょっと大きな声を出してしまったのが実態でございます。その際に、机をたたいたとかというあれでしたら、このぐらいはやりました、こんなにはやったこともないし。

それに対して、私は指導を行ったつもりでいます。一緒にやっていこうよと。ふるさと

納税増やしていこうよということに対して、一方的に、さっきの井原議員の話でいくと、私が悪者になってしまうので、あえてここで今発言をさせてもらっていますが、全職員に確認してもらっても結構です。私は、去年の町長選挙に立候補して、職員に対して一度たりともパワーハラをやった覚えはございません。

あとは、1番から5番までの質問を答弁いたしますが、それだけはちょっと申し述べさせていただきますと思って、今、壇上で話をさせていただいております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 答弁を求めます。

総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） お答えさせていただきます。

井原議員からの御質問で、同席した方にお聞きしますということだったので、その現場、当日、一般質問のヒアリングの際に行われた案件だと思いますので、お答えさせていただきます。また、これからの内容は、その後において、役場の相談窓口として総務課が対応した結果を御報告させていただきます。

まず、相談者から、脅迫行為を伴うパワーハラスメント被害報告書が総務課長である私宛てに届きました。その報告書には、刑事訴訟法第239条第2項公務員の告発義務の趣旨に基づき、刑事告発の手続きを取っていただきたいとの内容でした。そこで総務課では、刑事告発に該当する事案なのかということで町の顧問弁護士先生に相談しまして、総務課として刑事告発には当たらないとの判断をいたしました。

しかし、脅迫とパワーハラスメントは別の話であり、調査する必要がありますので、令和2年1月15日付厚生労働省告示第5号の指針に基づき、複数人体制で調査をいたしました。

まず、健康被害状況及び事実関係を確認し、相談者の安全を確保するための措置を講じました。またあわせて、相談者の意向を確認し、相談者に対する適正な裁量措置を実施いたしました。

次に、第三者に聴取を実施し、事実関係を正確に確認することができましたので、行為に対し、再発防止措置を取りました。

以上です。

続きまして、三つ目の中立な調査チームを立ち上げようと思わなかったのはなぜかの御質問ですけれども、本件については、令和2年1月15日付の厚生労働省告示第5号の事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して、雇用管理上講ずべき措置等についての指針に基づき、対応いたしました。こちらの指針によると、事実関係が困難な場合などにおいて、中立な第三者機関に処理を委ねることとなっております。今回の事案は、事実が確認できたため、第三者委員会等の設置は行いませんでした。

四つ目の今後の対応についてお聞きしますということですのでけれども、今後は、特に対応

はする予定ではございません。

以上です。

○議長（大越勇一君） 8番井原正光君。

○8番（井原正光君） 今いろいろお聞きいたしました。

まず、町長のパワーハラスメントに対する考え方なのですが、御自分であまり認識というか、理解されていないような答弁ですね。厚生省云々ではなくて、自分としては、首長として、トップとして、パワーハラスメントはこういうふう思うので、やはり自分の言葉で、自分の考えでやはり述べてほしいと、私はそのように思うのです。これが、何かちょっと引っかかるというふうに思います。

先ほどの大越議長との一般質問のやり取りを見ていても、大変私も時々大きな声を出すのですけれども、常に大きい声でお話されている。首長ですから、一般質問ですからね。議員は怒ってもいいのですよ。逆ですよ。答弁のほうは、やはり冷静にお答えになるというものが普通のパターンなのだけれども、答弁者が激昂して答弁していけば、普通は、議員が執行部を答弁者をなるべく腹立たせようとして、結局その高い声を出させようとして質問するのですよ。あなたの場合は逆ですよ。だから我々も、先ほどちょっと言いましたように、私は起こるべくして起こったのではないかと、そういうふうに申し上げたのです。

もう一度、パワーハラスメント見解、自分の考えでやはり意見を言っていたきたいというふうに思います。

それから、今、事務方の総務課長からいろいろお聞きいたしました。弁護士とも相談して、いろいろなそういう関係というか、それに該当しないからということなのだけれども、それはそれでいいでしょうけれども、しかし実際に、こういう文書を投げつけられた議会といたしましては、これはどうしても問題視せざるを得ないのです。町長側でも議会側でもそうでしょう、法的にそうなっていますから。ですから、執行部でももう少し早くこういう文書が我々というか、議長に届けられる前に、適切というか、処置ができなかったのかと、それが大変残念だなと。もう少し話合いできなかったのですか。ただ一方的に、こういうふうな調査、こういうふうなことに該当して、これはどうのこうのでパパッと、何というか、大根を切るようにすばすばと、これは問題処理というのはできない問題ですから、やはりゆっくり膝を交えて何がどうだったのか、悪いとかいいとかではなくて、その事実関係をもっと冷静にお互いに受け止めて、やはり処置してもらいたかったな。

我々としても、困るという言い方はないのだけれども、議会というこの組織の中で、こういう文書を来れば、やはり正式に受けて調査しなければならない。大変そういう面では残念に思っております。

それから、最後の今後の対応をどうするのだと。これについて、お答えがなかった。さっき町長は、何かハラスメント条例がつくってあるとかそういう何か答弁したように、私、耳にしたのですけれども、これは町条例はない。たしか町長は間違った発言している、何

かそのように私は聞こえたのだけれども。

やはり町としても、議会としてもどのような対応を取るかと言ったら、やはり条例の制定しかないと思うのです。条例といっても中身の問題ですけれども。首長の責任を問うような明文化する文言ですとか、やはりそういう文言を入れた中での条例の制定しかないと思うのです。執行部でやらなければ議会で出しますけれども、どうも執行部のほうは、こういう点は奥手、奥手なのだよ。前の政治倫理条例、知っていますか。あれも一番最初、我々議会で作ったのです。そしたら、町長と教育長等の名前が入っていないので、行政のほうも入れてくれということで、後から一緒につくったのです。

私は、こういう事例がある場合には、行政として何が足りないのか、自分自身を顧みて、やはり我々に一番適しているのは、やはり法律だと思うのです。条例だと思うのです。なぜその条例の制定に踏み込まなかったのか、大変残念なのです。その辺も含めて、もう一度御答弁いただければ、ありがたいです。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） お答えさせていただきます。

先ほど四つ目の今後の対応についてお聞きしますというところは、一応、今後は、特に対応は考えておりませんと御答弁させていただいております。

町長のほうがハラスメント条例等を当初言いましたけれども、そのあと方針という形で、今回議会の行政報告の際にもお伝えしたとおり、カスタマーハラスメントの方針を利根町のほうで掲げた経緯でございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原正光君の質問が終わりました。

これで緊急質問を終わります。

○議長（大越勇一君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

次回の本会議は、6月8日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時10分散会